

令和4年第12回坂町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 令和4年12月7日(水)

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 (開 議) 令和4年12月8日(木)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員(12名)

|               |                   |
|---------------|-------------------|
| 1番 向 田 清 一 君  | 2番 安 竹 正 君        |
| 3番 光 岡 美 里 君  | 4番 主 枝 幸 子 君      |
| 5番 奥 村 富士雄 君  | 6番 柚 木 喬 君        |
| 7番 出 下 孝 君    | 8番 瀧 野 純 敏 君      |
| 9番 大 田 直 樹 君  | 10番 中 雅 洋 君       |
| 11番 中 川 ゆかり 君 | 12番 川 本 英 輔 君(議長) |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|             |             |
|-------------|-------------|
| 町 長         | 吉 田 隆 行 君   |
| 副 町 長       | 岡 村 恒 君     |
| 教 育 長       | 枝 廣 泰 知 君   |
| 技 監         | 鈴 木 晃 君     |
| 情 報 政 策 監   | 鳴 川 雅 彦 君   |
| 総 務 部 長     | 車 地 孝 幸 君   |
| 民 生 部 長     | 藤 本 大 一 郎 君 |
| 教 育 次 長     | 坂 本 孝 博 君   |
| 総 務 課 長     | 西 谷 伸 治 君   |
| 企 画 財 政 課 長 | 山 本 保 君     |
| 税 務 住 民 課 長 | 松 谷 展 裕 君   |

|            |       |
|------------|-------|
| 民生課長       | 宮本隆一君 |
| 保険健康課長     | 増木梨江君 |
| 産業建設課長     | 三戸浩司君 |
| 都市計画課長     | 川上宏規君 |
| 学校教育課長     | 藤原文代君 |
| 生涯学習課長     | 福島浩二君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 榎尾伸君  |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 西谷信樹君 |
| 主 事 | 梅田勝平君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

議 事

日程第1 「一般質問」

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前9時59分)

○議会事務局長(西谷信樹君) 皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(西谷信樹君) 御着席ください。

○議長(川本英輔議員) 改めまして、おはようございます。今日は定例会2日目、これから一般質問に入ります。

傍聴席の皆様、師走のお忙しいところ、ようこそおいでいただきました。よろしく
お願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

お手元に配付しております質問通告表のとおり、11名から12問の質問事項が通告されております。

それでは、順次、発言を許します。

なお、質問の際には要点を絞って御発言願います。

また、再質問は5問までといたします。

4番主枝幸子議員から「乳幼児医療費助成制度の拡大・充実について」質問願います。

主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 「乳幼児医療費助成制度の拡大・充実について」質問いたします。

私は乳幼児医療費助成制度の拡大・充実について、この一般質問の場において再三にわたり要望し、平成31年度から、通院については就学前までを小学6年生まで、入院については小学6年生までを中学3年生までとしていただきました。

しかし、現在、子供を持つ家庭では、コロナ禍に加え、電力・ガス・食料品等が物価高騰により、経済的にも精神的にも苦しい状況です。特に物価高騰は家庭生活に直接影響することから、町としても子供を持つ家庭への支援を行うべきと考えます。

少子化に伴い、子供は坂町の宝です。持続可能な長い支援を積極的に行うべきと考えます。子供に直接に関わる支援として、ぜひとも現在の乳幼児医療費助成制度をせめて通院も中学卒業まで拡大・充実させ、坂町で安心して子育てをすることができるよう行政として考えるべきではないでしょうか。

町当局の見解をお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「乳幼児医療費助成制度の拡大・充実について」お答えをいたします。

坂町では、コロナ禍が続いていることや物価高騰など、現在の社会情勢を踏まえ、子育て世代の生活を支える支援策として、本年度においては、高校生相当までの子供1人当たり1万円を支給する町独自の坂町子育て応援臨時支援金、ひとり親世帯等の子供1人当たり5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金、また、小中学校・保育園等への給食に関する支援として、給食材料の高騰に対応するため、各施設に対

し給食材料費の15%相当分の補助を行い、保護者の皆さんには家計への負担を軽減をしていただくため、給食費の保護者負担を一定期間支援する給食費支援事業といった諸施策を講じてきたところでございます。

今後もコロナ禍、物価高騰に関して子育て世代の生活を支援する施策については、社会情勢や国の動向などを見極めるとともに、議会の御理解、御協力を頂きながら、必要などころに必要な支援を素早くお届けができるよう努めてまいります。

御質問の乳幼児医療助成制度の拡大・充実についてでございますが、昨今の社会情勢等を踏まえ、令和5年度においては、現在の通院の対象年齢である小学校6年生までを中学校3年生までに引き上げ、さらに一部負担金の500円につきましては、住民税非課税世帯において入院・通院とも無料となるよう、制度の拡大・充実を行う諸準備を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、乳幼児医療費助成制度につきましては、これまでの一般質問の答弁でも一貫して述べてきたように、本来、福祉施策のバランスの中で受益と負担の公平性の観点も取り入れ、ユニバーサルサービスに基づき、全国画一的な社会保障制度・少子化対策として、国が責任を持って実施すべきものであると考えております。

こうしたことから、町としては、引き続き、全国町村会などを通じて、国の責任において子供の医療に関わる全国一律の制度の構築について要望してまいりたいというふうに考えております。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 私は子育て世代の多くの保護者の要望を受けてここに立っています。答弁を聞いて、支援に理解を頂き、本当に感謝いたします。

なぜ、今、初診が500円になっている経緯をちょっと述べさせていただきます。

通院が就学前までのときは200円でした。行政の協力により、保護者にアンケート調査を行い、500円になっても、小学6年までの通院の要望が80%以上でした。ですが、重度障害医療費の助成は200円に据え置いております。

そこで、乳幼児医療費助成制度を中学生までに引き上げると、年間どのくらいの増になるのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） 乳幼児医療費助成制度は広島県からの補助金により事業を実施しております。補助対象は通院、入院とも補助対象年齢が就学前児童までというふうになっております。それから、一部負担金については500円というふうになっております。これを超えて事業を行う部分については、全て町の一般財源からの負担となります。

このような中で、今回、中学3年生まで対象を引き上げますと、およそ年間で300万円の負担が増というふうになります。

よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 私はなぜこの支援が必要と思ったのは、成長期によくある足や腰など痛くなることを聞きます。外からは目に見えないことから、レントゲン検査、CT検査など、高額な医療費が伴い、経済的な理由から病院に行くことができず、重症化することも考えられます。

それと、中学生の自殺のニュースを聞くことがあります。スクールソーシャルワーカーの機能として、外部の医療機関や相談ができるところへつなげる役割があると伺いました。メンタルヘルスの困り事を抱えている児童や生徒が精神科や心療内科といった医療機関につながって、中学生までの通院が対象になれば、早期の心のケアの後押しになると考えました。

そこで、町長にお伺いします。

坂町が政策を実行する際には、近隣や他の市町村がやっているからやるというスタンスではなく、町民が必要だからやるという姿勢であることは十分承知しております。これからも子供から高齢まで、切れ目なく町民の声を聞きながら支援していただきたいと思います。町長のお気持ちをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、おっしゃったようなことで、私も可能な限り努めておるところでございます。

ただ、全体的な財源の問題もありますし、それから、やっぱり持続可能な制度にもしていかなければならないと思います。ただそのときがよければいいという制度であれば、またこれも困るわけでありまして、坂町は坂町として未来永劫続いていくわけですので、長いスパンの中で、いつの時代でも同じようなサービスが町民が受

けられるような、そういうこともしっかり頭に置きながら、今、おっしゃったことも受け止めて、これからも取り組んでいきたいというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 3番光岡美里議員から「不登校児童生徒への支援について」質問願います。

光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 「不登校児童生徒への支援について」お伺いします。

今年の10月、文部科学省より、令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果が発表され、不登校となっている児童生徒の人数が24万4,940人と過去最多となっていることが明らかになりました。

不登校の要因となっているものについては、小中学校ともに無気力・不安が最も多く、多くの不登校の児童生徒は意欲が低下したり不安を感じたりしているため、継続した登校につながれていない状況が明らかになっています。

一方で、不登校児童生徒のうち、学校内外の機関などで相談・指導等を受けた児童生徒は約15万6千人で、不登校児童生徒の63.7%しか相談などにつながれていない状況も明らかになっています。

これらの調査結果を踏まえて、文部科学省は不登校児童生徒への支援の充実として、自治体や民間団体等が行う学校以外の場における不登校児童生徒に対する支援体制の整備を推進、教育支援センターを中核とした民間団体等との連携の促進、アウトリーチ型支援の充実などを挙げていました。

そこで、坂町の不登校児童生徒の傾向とその対応策、学習支援の取組について町当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 「不登校児童生徒への支援について」の件についてお答えいたします。

豊かな人間性や社会性を身につけて、社会の構成員として必要な資質・能力の育成を図るという義務教育制度の趣旨から、不登校に関する取組は喫緊の課題であると認識しております。

不登校の定義といたしましては、病気や経済的理由等によるものを除き、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、

あるいはしたくてもできない状況にあり、年間30日以上欠席した者とされています。

町内各小中学校の児童生徒の不登校の状況につきましては、各学校から毎月報告を受け、状況把握を行っております。

本町における不登校の傾向といたしましては、文部科学省の調査結果と同様に、無気力、不安などによる情緒的混乱によるものが多く、この背景には発達や家庭的な状況等、個々様々でございます。

対応策といたしましては、本町教育委員会の指導主事と各学校の生徒指導主事で組織する坂町生徒指導連絡協議会を定期的実施し、児童生徒の状況を把握するとともに、よりよい対応の検討を行った上で、不登校傾向の児童生徒に対して早期に対応することで、不登校を未然に防止しようと取り組んできたところでございます。

具体的には、直接的支援として担任等による家庭訪問や養護教諭による心のケア、スクールカウンセラーによるカウンセリング、スクールソーシャルワーカーによる教職員、保護者等への助言、関係機関との連携を行っております。

学習支援の取組につきましては、学校における居場所づくりとして各校に安心できる部屋を設け、教員が個別に教科指導や教育相談を行うなど、学校生活への不安を解消するとともに、個々の実態に合わせた支援を行っております。

さらに、ニーズに応じてICTを活用し、授業配信を行っているケースや、広島県立教育センターなどのプロジェクトと連携し、多面的に支援を行っているケースもございます。

不登校につきましては、特定の子供に特有の問題があることによって起こるものではなく、どの子にも起こり得ることとして捉えており、今後とも教育委員会と各学校、関係機関が緊密に連携しながら、不登校児童生徒に対する取組を推進してまいります。

御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 無気力や不安という情緒的混乱によるものが多いとのことで、全国的な傾向と同様な状況がよく分かりました。

そこで、お答えいただいた状況からも、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活躍がますます多岐にわたり、今後、必要とされてくると考えます。

そこで、現在の活動日数や活動時間では時間が十分足りているという状況では今後なくなることも懸念されます。時間や活動日数を増やすといった対応が必要になって

くるのではないかとと思いますが、御検討はいかかでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤原学校教育課長。

○学校教育課長（藤原文代君） お答えいたします。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、専門的な知識のある方による児童生徒への直接的な支援や教職員への助言は、児童生徒の力を最大限に伸ばしていく上で欠かせないものとなっております。現段階では、配置しております日数の中でフルに有効に活用させていただきながら対応しております。今後の状況を鑑みながら考えていく必要があると承知しております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 状況に合わせて検討していかれるということで安心いたしました。

続いて、昨年9月の定例会でヤングケアラーについての質問をいたしました。御存じのとおり、家族の介護やケアへの過度な責任や負担を担っている児童生徒が学習の機会を逃してしまったり、朝、起きられなかったりと、安定した登校へのつながりにくさを抱えていることも指摘されています。

このことをお尋ねした際、答弁で、学校や保健センターなど関係機関が連携して相談支援や学習支援などの取組、子供たちの健やかな成長と教育の機会を確保していくというお答えを頂いております。学校における居場所にどうつながれるのか、宿題などをサポートしてあげられるような学校以外の場所も必要になるのではと考えます。

あれから1年ほど経過しておりますが、どんな支援、取組を行って、どんな効果が得られたのか、具体的にお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 藤原課長。

○学校教育課長（藤原文代君） お答えいたします。

ヤングケアラーにつきましては、不登校の要素があるというふうに承知をしております。ヤングケアラーにつきましては、学校でも把握に努めておりますが、民生課をはじめ関係機関との連携が欠かせません。学校だけで完結しようと思わず、連携しながら把握、支援に努めている状況でございます。

例えば児童生徒の状況で言いますと、欠席、遅刻、早退が多い、また、宿題や忘れ物が多い、授業中の居眠りが多い、それから、宿泊行事等を欠席するなどの状況が見

られるような児童生徒について、単に基本的な生活習慣の不確立であるとか、家庭の協力不足と捉えるのではなく、その事情や背景について把握し、学校として可能な支援や配慮を現在行っている状況ではございます。

学校としては以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 様々な関係機関と連携を取られている様子がよく分かりました。

そこで、教育と福祉が連携して、不登校や、不登校までは至ってはいなくとも、未然に防ぐという観点から、児童生徒への支援の場も求められていることと思います。

そこで、子どもの居場所支援整備事業についてお伺いします。

この事業は国が3分の2、市町村が12分の1を補助する事業で、実施主体が市町村となっていて、不登校の子供を含め、学習支援ですとか、家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子供に対して居場所を整備し、生活習慣の形成や宿題のサポート、授業の学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供や子供や家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぎを行うという総合的な支援の事業になります。

坂町においても、今、お答えいただいた状況からしても、整備が期待される事業ではないかと考えますが、町の状況としてはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） 今、おっしゃられた子どもの居場所支援整備事業については、ハード事業として厚生労働省が行っております。例えば町の施設を使うとか、それとか空き家を活用する、新しく建てるいう、それについて補助が出るものでございます。

こういった中で、家庭、学校という二つの場所については、子供にとって大切な居場所でございます。しかし、このような中で、その二つについて、家庭では何らかの問題があったり、学校においてははじめとか孤立等によって、家庭、学校のどちらかに居場所がなかったり、それとか、両方とも居場所がないというような子供もおります。

このような中で、子供の居場所は子供自身が家庭でも学校でもなく居場所と思えるような場所というふうなことでございます。これは第三の居場所とも言われております。生活困窮、養育放棄等、家庭に課題のある子供や、子供自身の発達の課題などに

より、家庭や学校に居場所がない小・中・高校生の児童生徒に対して安心して安全な場所を提供する場所と言われております。

また、子供の居場所は手洗い、うがい、歯磨きといった基本的な生活習慣の形成の支援、宿題の見守り等の学習の支援、食事の提供、専門職による支援計画の策定なども行うものでございますが、坂町については、現在、こういった子供の居場所というものはございません。

坂町においては、民生課に設置しております子ども家庭総合支援拠点の支援員が教育と福祉の連携により、小中学校への巡回訪問を実施しておりますが、その中で家庭環境や子供の発達に課題のある児童生徒や不登校の児童生徒などが一定数おるようなことを把握をしております。

このような家庭の環境を見ますと、保護者の養育に関する知識、能力不足、発達障害、生活困窮といったようなことが合わさった複合的な環境上の課題を抱えている場合が多くございます。家庭にも学校にも自分の居場所を感じることができないというような子供の状況も見られます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 坂町の状況とてもよく分かりました。

対象者となるような方も一定数おられるということで、この子どもの居場所支援整備事業は坂町においても整備が期待される事業ではないかと考えます。

子ども家庭総合支援センター、支援拠点ですね、あちらで対応されているということなんですが、そこで見つかったニーズをさらにつなげる場所として、今後の整備に向けて前向きな検討が必要になるのではと考えますが、今後についてはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） 先ほどもお答えしたとおり、生活課題のある家庭の環境を見ますと、保護者の養育に関する知識、能力不足、発達障害、生活困窮などが合わさったいわゆる複合的な環境上の課題を抱えている場合が多く見られます。家庭にも学校にも自分の居場所がないというふうに感じている子供もおる状況がございます。

このようなことから、子供の居場所については教育、福祉の関係機関が坂町における現状をしっかりと把握、精査した上で、協議、検討していく時期に来ているのかな

というふうなことは感じております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、担当課長がるるよく分からん説明をしたんですけども、要はいわゆるそういう例えば専門的な施設等、県の施設とかいろいろございます。そういう中で、これまでもいろいろと御説明させてもらっておりますけれども、やはり福祉、保健の一体的な一つの場所をつくりまして、場所と申しましょうか、セクションをつくりまして、その中で町民の方からいろいろと相談事、あるいはまたこちらからもいろいろな指導、助言もできるような、そういう仕組みをつくりまして、あらゆる町以外のそういう団体とつながるような、そういう仕組みをしっかりとつくっていきながら、今、おっしゃったようなことにつきましても対応していければというふうなことは思っておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思えます。

○議長（川本英輔議員） 11番中川ゆかり議員から「ヤングケアラーへの支援や取組は」について質問願います。

中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 「ヤングケアラーへの支援や取組は」の件をお伺いします。

ヤングケアラーは、本来、一般に大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子供自身がやりたいことができないなど、子供の権利が守られていないと思われる18歳未満の子供とされています。

背景には少子高齢化や核家族化の進展、共働き世帯の増加、現在のコロナ禍での家庭の経済状況の変化など、様々な要因があると言われております。

家族のお世話や家事を手伝うことはすばらしいことなのですが、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を担うことで、本人の育ちや教育に影響があるなどの課題があり、心身の健やかな育ちのためには早期発見や支援につながる取組が求められています。

以前にも一般質問がされているので、聞いたことはあるけど身近に感じないなど、関心も低い状況でしたが、1月にヤングケアラーの中学生が自宅で亡くなるという悲惨な報道や、不登校につながっているということも懸念されています。

坂町の将来を担う子供たちの誰もが、未来に向けて夢や希望を持てるような生活が

送れる支援体制が重要と考えます。町当局の現状や見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「ヤングケアラーへの支援や取組は」の件についてお答えをいたします。

大人に代わって日常的に家事や家族の世話をするヤングケアラーに関する厚生労働省の令和4年3月の調査結果においては、小学6年生の約15人に1人、中学生の約17人に1人、高校生の約24人に1人が「世話をしている家族がいる」と回答しております。

また、世話をしている家族がいる人は、学校生活等において、健康状態が悪い、遅刻が多い、授業中寝てしまうことが多い、宿題ができていないことが多い、持ち物の忘れ物が多いといったことが、いずれも世話をしていない人の2倍前後になっており、日々の学校生活等に影響が出ていることがうかがわれます。

坂町内においてもヤングケアラーは一定数いるものと認識をいたしており、本町においては、民生課の子ども家庭総合支援拠点の支援員が学校訪問を行う際に、教職員やスクールソーシャルワーカーなどにヤングケアラーに関する周知・啓発等を行い、民生課と学校で横断的に連携して対応できる体制を整備しているところでございます。

ヤングケアラーと思われる子供を見つけた場合には、スクールソーシャルワーカーや支援員などの専門職が直ちに連携して、その家庭に直接アプローチを行い、家庭や学校生活への影響を把握し、子供の過度な負担を取り除くよう支援をし、その支援や見守りが切れ間なく行われる伴走型の支援に努めることとしております。

今後も、子供のやりたいことや将来の夢が家事や家族の世話に追われて制限されることがないように、ヤングケアラーを早期に見つけ、生活改善まで支え続けるよう、関係機関が一体となり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 先ほどの光岡議員の質問でもヤングケアラーの話が出ましたが、私自身はヤングケアラーを支援するためにどうすればよいかということを考えて再質問をさせていただきたいと思っております。

ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であることや、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっています。ア

アウトリーチにより潜在化しがちなヤングケアラーを早期に発見することが重要です。

国は全国規模の調査を実施したようですが、町においての実態調査の内容は国の調査と同等のものと受け止めてよろしいのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） 議員さんの御指摘のとおり、アウトリーチにより、潜在化しがちなヤングケアラーを早期に発見するということは重要であるというふうに考えております。その中で、小中学校のほうに直接出向いて情報収集等を行っているところでございます。

実態調査については、現在、実施しておりませんが、答弁にありましたように、厚生労働省において、小学校6年生以上の児童生徒について調査を実施しておりまして、この結果からも、坂町においても一定数のヤングケアラーがいるものというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 人数等の把握は現在のところされているようですが、直接子供たちに向けてのアンケート調査を実施している県もあるようです。現在の社会情勢を踏まえても、早期に見つけ、支援につなぐためにも、町独自でアンケート調査を行う計画はありませんか。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） 町独自で直接子供たちに向けてアンケート調査を実施することについては、実際に実施した場合、児童生徒が自分の親の状況、例えば病気や障害があるかどうかなどの情報も回答するようなことも想定されます。このことによって、心理的に抵抗や負担がある場合も考えられますことから、慎重な検討が必要であるというふうに思っております。そういったことから、現時点ではアンケート調査をすることは考えておりません。

しかし、ヤングケアラーを把握するということは重要なことであり、アンケート調査という形ではなく、民生部門を中心に、関係機関においてヤングケアラーというものについてしっかり理解し、連携して情報収集を行いたいと思っております。

ヤングケアラーを把握した場合には、答弁にありましたように、スクールソーシャルワーカーや支援員などの専門職が直ちに連携して対応してまいりたいというふうに

思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 藤原学校教育課長。

○学校教育課長（藤原文代君） 今回のアンケートにつきましてですけれども、学校といたしましては、いじめアンケート等がございます。それに付随しまして、必ず個別の面談を年間を通して行っておりますので、期間、日にちを決めて実施しております。その中で子供たちの様子を、アンケートという形ではないですけれども、話を面談を通して聞き取りながら、情報を得たものをまた民生課等と連携しながら実態把握に努めている状況はございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 民生課のほうでは情報収集を行うということで、今、学校教育課長から現在もいじめアンケートの後に面談ということでしたが、なぜこのヤングケアラーのアンケートというふうに思っているかということ、ヤングケアラーということ自体を子供たちも一般の社会的にもそういうものの認識が広がっていないと思うんですね。その広がり、自分たちがヤングケアラーがどんなものかというものをやはり子供たちも知っておくべきことだと思うから、ヤングケアラーに特化したアンケートを行ってはどうかという、実施してはどうかというふうに、今、質問をしたんですが、今のところ行う予定はないということでした。

しかし、早期に向けて支援につなぐためには、やはり民生と学校教育関係が連携して、アンケートを行って実施していただきたいなというふうに思います。

現在、伴走型の支援が行われているというふうに答弁にありましたが、例を挙げて、詳しくどんな内容なのかということをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） 具体的な事例については説明は控えさせていただきますが、子ども家庭総合拠点の支援員による巡回において、ヤングケアラーに当たるのではないかと情報提供があった場合に、同意の下で保護者や本人に個別の面談を行ったり、必要に応じて社会福祉協議会のフードバンクのほうにつないだりということをしております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 情報提供などをさせていただくのもいいんですが、私は子供たちが直接、潜在しているヤングケアラーをやっぴり早期に発見するということがすごい大事なことだと、自覚をした上で早期に発見するということが大切なことなのではないかというふうに思います。

これまでも子ども家庭総合支援拠点の支援員が教職員等に周知、啓発等を行っているようですが、これまで以上に社会認知度の向上を図る意味での、一般に対してや、子供自身の認識や自覚につながるように広く広報、啓発を行うことが大事だと思いますが、新しい試み等の計画はありますか。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） 一般の方へヤングケアラーに関する概念や考え方を周知、啓発することも重要であるというふうに思っております。誰しものがヤングケアラーの当事者や関係者になる可能性があることなどを認識することが、ヤングケアラーの早期発見や把握につながるというふうに言われております。

これらのことから、役場、出張所、各学校等にヤングケアラーに関するポスターを掲示するなど、また、パンフレットや広報さかななどの広報媒体にヤングケアラーに関する情報の周知を行うなどするというようなことを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） いろいろな範囲で啓発等を行っていただいて、ありがとうございます。これからも続けていただきたいし、地域などにもどんどん呼びかけて、わざわざ見つけなさいというわけではないんです。でも、支援できるものなら支援したいなという気持ちがありますので、地域の人たちにもなるべく広報活動をしていただきたいなと思います。

最後に、ヤングケアラーについての坂町の取組、今まで課長等にお話ししていただきましたが、答弁いただきましたが、今後について町長の見解を伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、ヤングケアラーにつきましては社会的な問題にもなっておりますわけでありまして、この対策を行政、あるいはまた教育、あるいはまた地域社会と

一体となって取り組んでいく必要があるかと思えます。

ただ、そういう中で、我々もその取組をどんどんしていくのはいいんですが、そういうヤングケアラーの対象の御家庭ですよね、そういう御家庭をやはり町民こぞっていい受け止め方をして、皆で協力をしていくというような環境ができないと、またかえって個人情報とかいろいろなことも出てきまして、今、そういう複雑な状況が社会的にあるもんですから、そこらにも配慮をしながらやっていかなければならないということで、そういう部分をやはりしっかり解消していくことが、よりそういうヤングケアラーの対象の家庭なり個人なりをしっかりと把握しながら、行政として、あるいは国、県を含めて地域一体的に、坂町だけでやるのではなく、地域一体的に、先ほども光岡議員の質問にちょっと似たようなこととお答えしたんですけど、一体的にやっていくということが、やはり大きな効果を生み出すんじゃないかというふうに思っておりますんで、そういう面からも、また議会の皆様、多くの町民の皆様とこのことについて共通認識を持てるような状況をしっかりつくっていきけるようにこれからも取り組んでいきたいというふうに思っておりますんで、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 6番柚木 喬議員から「町独自の「物価高対策」を聞く」について質問願います。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 「町独自の「物価高対策」を聞く」の件で質問させていただきます。

国は物価高対策として各種施策を実施しているようですが、一方で、自治体独自の物価高対策として給付金を支給している市町村を目にします。本町は下記についてどう考えておられるかを伺います。

1、本町は財源があるのに、今、この時期、使わない理由をお聞きする。令和3年度一般会計決算の財政収支状況による基金累計は約55億6千万円に達し、また、経常収支比率は前年度比5.3%改善し、80.5%となり、私の推定では県下1位になったと思われまます。町民のための仕事がおろそかになっていないかをお聞きします。

2点目、ところで、最近、事例で目にするのが水道などの公共料金の減免ですが、呉市、尾道市などの先進事例を基に施策を策定されたらどうでしょうか。本町で実施するとすれば、基本料金の4か月分を例として免除額の総額を提示お願いしたい。

3点目、国の交付金事業に上乘せ給付する自治体もあります。福山市実施事例を参

考にすれば、住民税の均等割だけが課税されている世帯に1世帯当たり5万円を支給するとされております。本町の場合、世帯数は幾らか、また、5万円を支給する施策を提案しますが、試算総額は幾らかをお聞きします。

4点目、上記提案2項目は緊急の対策ですが、それらを少しでも生活補填するのが、私が過去質問しています社会的弱者の水道料減免や子供の医療費助成の範囲の拡大ですが、早急に手直しする必要を感じますが、改めて見解を伺います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「町独自の「物価高対策」を聞く」の件についてお答えをいたします。

国際的な原材料価格の上昇に加え、円安の影響などからエネルギー・食料品等の価格上昇が続いており、町民生活や事業活動に大きな影響が出ております。

こうした状況を踏まえ、本町では物価高の影響を受ける家計や価格転嫁の困難な事業者等の負担を軽減すべく、小中学校・保育園等に給食の材料高騰分を補助する給食費支援事業や、高齢者・受験生等へのインフルエンザ予防接種費用の全額を補助する臨時インフルエンザ予防接種事業、18歳以下の子供1人当たり1万円を補助する子育て応援臨時支援金事業、また、物価高騰の影響を受ける事業者等に最大20万円を補助する中小企業等支援事業など、町独自の施策を今年度を実施をしております。

御質問1点目の、本町は財源があるのに、今、この時期、使わない理由は。町民のための仕事がおろそかになっていないかについてでございますが、地域密着、住民密着を常に念頭に施策を進めております本町といたしましては、前に述べたように施策に加え、小中学校・保育園等の給食費4か月分の全額を補助する給食費支援事業や、町内での買物などに利用するクーポン券5千円分を全町民に配布する坂町くらし応援クーポン券事業を現在進めており、家計の負担軽減や事業者等の経営を支援する施策に町独自で取り組んでいるところでございます。

また、御質問にございます基金につきましては、本年9月末現在で51億4千万円の基金残高がございますが、一方で、一般会計と下水道事業特別会計を合わせ102億7千万円の町債（借金）を抱えており、そのうち普通交付税措置額を除いた町の実質的な負債額は約24億円となっております。基金から負債を除いた町の余裕財源は27億4千万円であり、将来にわたる持続可能な町政運営における資産と負債のバラ

ンスを考慮いたしますと、引き続き、身の丈に合った財政運営が必要であると考えております。

しかしながら、町政発展のために必要があると判断した場合には、これまでと同様に、躊躇なく財政出動をしていく所存でございます。

なお、本町の令和3年度決算に係る経常収支比率は県内で2番目に低い率でございます。

御質問2点目の、ところで、最近、事例で目にするのが水道など公共料金の減免ですが、呉市、尾道市などの先進事例を基に施策を策定されたらどうかについてでございますが、本町といたしましては、物価高対策として水道料金を減免することは考えておりません。

また、免除額の算定につきましては、水道事業者である広島市水道局に確認をしたところ、容易に算定できるものではないとの回答を頂いております。

御質問3点目の、住民税の均等割だけが課税されている世帯に1世帯当たり5万円を給付する場合についてでございますが、本町における住民税の均等割だけが課税されている世帯は約400世帯あり、こちらに1世帯当たり5万円を給付した場合、給付費が2千万円、事務費が210万円、合わせて2,210万円が必要となります。

御質問4点目の、社会的弱者の水道料減免や子供の医療費助成の範囲の拡大についてでございますが、社会的弱者の水道料減免については、住民の安心や生活の安定を支えるセーフティネットである国の各種社会保障制度により、それぞれの環境や状況に応じて適切な給付がなされていることから、現時点で実施することは考えておりません。

次に、子供の医療費助成の範囲の拡大についてでございますが、昨今の社会情勢等を踏まえ、令和5年度においては、現在の通院の対象年齢である小学校6年生までを中学校3年生までに引き上げ、さらに一部負担金の500円につきましては、住民税非課税世帯において入院・通院とも無料となるよう、制度の範囲の拡大等を行う諸準備を進めているところでございます。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 数字についてはいろいろとへこみがある分で、これを減したら実質こうですよという回答がございました。

経常収支比率についてのコメントをちょっと頂いてないんですが、つまり経常収支比率というのは80点何ぼですから、2割も施策に使える金があるんですね。これはかなり優良過ぎるような自治体になるわけですね。したがって、私ども坂町民は豪雨災害、コロナ禍、突然の物価高が全て生活に追い打ちをかけて、まさに三重苦にあえいでおるんです。いろいろと言われた国費によるものではなくて、町費による即基金出動、運用するべきだということを幾度もなく申し上げてきましたが、質問の趣旨は何を、いろいろと答弁では幾らかそれなりにやってきたというんですけれども、私の質問の趣旨は、何を町費でやってきたかを聞いているわけで、再度、この辺の答弁を、ちょっとはっきりした答弁を頂きたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本 保君） 町独自にということで、今までどのような施策をしてきたかということでございますけれども、先日のクーポン券事業、また、学校・保育園等の給食費の助成事業、あちらにつきましては、9,800万円程度の事業費でございますけれども、半分以上の5,500万円以上を一般財源を投入をして事業を実施しているものでございます。

また、基金につきましても、今年度につきましては、年度当初と比較いたしまして2億3,700万円程度減少いたしております。こういうことで、全く一般財源、基金を使用していないということはないと認識をいたしております。

また、経常収支比率につきましては、令和3年度につきましては、国の税収が過去最大になったということで、追加で普通交付税が交付されました。本町におきましては1億2,600万円程度交付されましたけれども、令和3年度につきましては、県内全市町が経常収支比率は改善いたしております。平均で3.7%、23市町全ての平均で3.7ポイント、中には10ポイント以上、経常収支比率が改善しているような市町さんもございます。坂町は5.3ポイントでございました。こちらもほとんど、先ほど申し上げました普通交付税が非常に多く交付されたことによる改善でございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） これ、町長に基金を使うということでちょっと伺いたいんですが、一部ここの答弁の中にもあるんですが、基金そのものは、町長のお金じゃないん

ですよ。運用を託されてるんですよ。そうですよね。これは私らも、町長の責務であるわけですが、これを計画的に基金の運用を考えられているかどうかをちょっとお聞きするんですが、幾らか答弁では、だから町政の発展のためには躊躇なくやる、これはええ言葉ですよ、これ。確かにそういうようなことを言われてますけども、基金の運用についての業務的な話ですけども、担当部署から粹取り、これをやりたいけん、1千万円取りたいよとかいうふうな提案があるんか、あるいは、町長が他町がやってるんで、トップダウンでこれをやろうやというのか、基金を使う場合に、その辺のすり合わせをどのようにされているんかちょっと伺いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 基金を使う云々ということよりも、新年度、あるいは2年先、3年先に新たな事業を町民の御要望なりいろんな環境の中で起こしていかなければならないということにつきましては、常に関係部署からそういう提案が出てきまして、それを実現するためにはどういう財源があって、どういうふうにそれをうまく町に引っ張ってこることができるかというようなことも議論をしながら、その中で坂町として基金なり町の財源を真水で幾らぐらい出すようになるのか、そしてそのことが、今度、次の事業にどういうふうにつながってくるのかというようなこともしっかり各部門の中で議論をしながら、当然、その計画は立てておるところでございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 具体的な質問に入ります。

提案させていただいてる公共料金の減免なんですけど、この答弁では、水道料金の減免についてはやらないと。その理由は容易に算定できないとのことなんですけど、その理由を聞くんですが、例えば思うに、私、ある町では基本料金のみを減免しているところもあるんで、容易に算定できないとかなんかいうふうなことで断りを入れられてるんですが、その辺の理由はどのような理由ですか、具体的な理由は。ちょっと答弁ください。

○議長（川本英輔議員） 三戸産業建設課長。

○産業建設課長（三戸浩司君） 広島市水道局に減免について問合せをいたしました。広島市水道局としては、水道を供給している地域が広島市、そして安芸郡府中町、安芸郡坂町、山県郡安芸太田町の一部ということでございます。この一部地域の料金を減免するとなると、料金算定システム、システムのほうの改定に多大なお金がかかる

ということで回答いただいております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 十分じゃないんですが、結局、よその町というのは、いわゆる公共料金といえば、水道とか電気とかガスとかとあるんですけども、一番簡潔な方向に各自治体が向いてるんじゃないかと思うんで、この件はそういうふうなことが、現場主義でやられたということで受け止めておきます。

4点目ですけども、均等割のみの世帯に国の5万円以外に福山市として独自に支給するというふうなことをちょっと質問でしたんですが、これは厳しい生活、世帯に援助するもので、町民の生活ベースに着目した立派な施策であると思うんですね。

本町は400世帯ある。5万円ぐらい出すと2千万円かかるということの答弁でしたけど、例えばこういう場合は、2万円出すと約1千万円で済むんじゃないけど、このことを検討したらどうでしょうかね。どう思われますか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 現状では、今、進めております対応でいきたいというふうに思っております。

それともう一点、このコロナの関係では、各自治体の人口とかそういうものも影響してくるんですけども、このコロナに対応するための臨時交付金も御承知のように国のほうから頂いております。その臨時交付金を恐らくどの自治体も活用をして、そういう支援をされておるんだろうと思います。

坂町は坂町でどういうものに臨時交付金を充てるか、あるいはまた、今、おっしゃったような自治体、23市町が全てやっておるわけではないわけでありまして、それぞれの事情に応じてその交付金を有効に活用しながら、坂町であれば、町民生活の維持をするために活用していくというふうに私は捉まえておりますので、一概にそこだけを切り取って、ここがこうだからこうなんだというような御要望はなかなか受け入れられかねるところもございますんで、そういう方面につきましても御理解を頂きたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 最後の質問です。

過去質問した内容の確認ということで、先ほどもちょっと一部答弁ありましたように、

子供の医療費助成の範囲の拡大ということで答弁いただいて、これは通院について、小学生を中学生までとするということで一歩進んでるんですが、全国水準を見た場合に、7割の自治体が高校生までを実施しているわけじゃけど、この辺を一気に高校生までにしたらどうでしょうか。町長ですかね、ちょっとすみません、そういうふうなことを思うんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今回は諸般の事情、あるいはまた、これまでも議員の皆様からもそういう子供の医療費のことにつきまして改善をとというような御要望も頂いておる中で、諸般の状況を踏まえて、今回、若干制度を変更していくというふうなことで、今、準備を進めておるわけではありますが、しかし、これまでも答弁させてもらっておりますように、自治体間で社会保障を対象にして競争をするというのはいかがなもんかなと私は思っております。

本来、やはり国民がひとしく社会保障が受けられるような仕組みを国策で国がつくっていくのが、やはり一番いいのかなというふうに思っております。

今、地方創生云々と言われておりますけども、前に一度、これはちょっと長くなるかも分らんのですが、長野県の下條村ですよ、あそこへ私もちょっと研修で行かせていただいたんです。こういうことがあったんです。実を言いますと、子育て支援住宅をつくっておるわけです。保育園も坂町と同じように設置をして、そしてまた、子供を持たれる親御さんにはかなり自治体が支援をされておられるわけです。子供がちゃんと卒業するまではその支援住宅、賃貸住宅ですけど、そこへ入居してこられるんですけども、そして、子供が卒業をして、そういう支援が受けられなくなったら、結局、自分が住んでおった元の自治体に帰りまして、住宅を建てたり、親御さんと一緒に住まわれたりというようなことがあるんだと。それが一番村として子育て支援施策の中で悩みなんだというような話も伺ったことがございます。

そういう一つの一例を見ましても、全体的にやはり国が国策としてやるのが、ひいては地方のいわゆる活性化にも、あるいは地方創生にもつながってくるんじゃないかというふうな思いを持っておりますんで、やはりそこらを重点的に受け止めながら、これからも議員の皆様のお要望も伺いながら、うまく長続きする、持続可能なやはり町の仕組みをつくっていければというふうに思っておりますんで、よろしくお願ひいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は11時20分とさせていただきます。

（休憩 午前11時09分）

（再開 午前11時20分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 8番瀧野純敏議員から「町内側溝の現状を聞く」について質問願います。

瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 「町内側溝の現状を聞く」の件で質問をいたします。

平成30年7月豪雨災害以後、被災した町道は大方復旧をしている。しかし、町内の複数箇所に蓋かけのない側溝が見受けられる。車が通れる町道にもかかわらず、左右の側溝に蓋がなく、幼児や児童、高齢者の歩行者や自転車が通る際の転落事故の危険性が高く、自動車が離合する際にも脱輪する危険性もある。

町に側溝の蓋かけを要望しても、行政では設置するつもりはないとの回答があった。町の基本方針である「町民が安全で安心して暮らせるまちづくり」に反しているのではないか。

また、今年度整備された横浜中央津波災害一時避難場所に行くまでの町道にも左右の溝に蓋がなく、災害時に大勢の避難者が押し寄せると危険なのではないのか。今後の対応など、町当局の意見を伺う。

1、側溝の蓋かけの整備見直しはできないのか。

地区住民の要望がないとできないのか。

側溝に関しての事故が発生した際の責任は誰が取るのか。

以上。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「町内側溝の現状を聞く」の件についてお答えをいたします。

町内道路の側溝についてでございますが、道路表面の雨水の排水や堆積した土砂等の除去を考慮すると、開渠での管理が適切であると考えておりますが、道路幅員が狭く、車両の脱輪の危険がある箇所など、蓋かけが必要な箇所は側溝蓋を設置し、車両

や歩行者の安全確保を図っているところでございます。

御質問1点目の、側溝の蓋かけの整備見直しはできないのかについてでございますが、これまでも車両や歩行者の安全確保が困難な箇所には蓋の設置を行っており、今後も整備が必要な箇所につきましては、地元と十分協議した上で蓋の設置を行っていきたいと考えております。

また、御質問にございました横浜中央津波災害一時避難場所へ行く町道についてでございますが、当該箇所については、一部道路幅員が4メートルに満たない箇所があり、車両の離合が困難なことから、地元の合意が得られれば、設置に向け取り組んでまいりたいと考えております。

御質問2点目の、地区住民の要望がないとできないのかについてでございますが、道路幅員が狭く、蓋がない危険な箇所については、要望の有無にかかわらず設置を進めておりますが、ふだん通行し、身近に不具合を体感されておられる地区住民の皆様からも御要望として声を頂ければ幸いというふうに考えております。

御質問3点目の、側溝に関しての事故が発生した際の責任は誰が取るのかについてでございますが、開渠部分に転落して発生した事故等につきましては、発生時の状況等を詳細に調査した上で、事故原因を究明し、それらを踏まえ責任の所在や過失割合を判断することとなっております。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 町長が、今、答えてもろたんじゃけど、言えば、それは30年前の話でございます。4年前に事故がありました。それから、今、町内の側溝で蓋のないところありますか。30年前、私が若いとき、町長が40代のときにはそれはあったかもしれん。それをどうも考えてほしいんです。

まず、その中で言いましょう。東二丁目の宮上4号線の道路側溝、ここが合計で百四十七、八メートル、それに下の急傾斜は、これが約24メートルと57メートル蓋がないわけよ。危ないでしょ。それでここを世帯数で言ったら、この団地、約三十五、六の世帯があるわけです。それでこのたびなんかは若い人が家を建てるときにやったんじゃけど、そしたら側溝に蓋がないから何とかならんか言うたら、駄目じゃ言う、ここが町長が言うように狭隘な、あれ4メートルあるんですよ。そこの下も4メートルあるんですよ。4メートル、1メートルずつ、50センチずつだと1メートル、5

メーターの道路になるんです。

今朝も私が6時前にあっこまで行って見よったら、ごみ捨てで年寄りの方が下りてきた。帰るときには、あの暗闇を、今、6時前後いうたら暗いんですよ。それでもあなたらそういうこと言うんじゃないけど、こういうときまで本当にできん。それでここにも若い人が住んでおる、この人らに対するそれはどうも意見が違うんじゃないか思うんですが、その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 三戸産業建設課長。

○産業建設課長（三戸浩司君） 瀧野議員から問合せがありました坂東二丁目7番の辺りを、町道名で宮上4号線でございますが、ちょうどその時期に道路法32条、占用工事の書類が出ておまして、それを見たところ、道路の幅が4メートルと記載しておまして、それを基に4メートルの道路幅があるんで、側溝の蓋かけは緊急するような形での設置は必要ではないというふうに判断して、私が回答したものでございます。

また、当該箇所から下、坂小学校のほうに向けていく道でございますが、道路部分がありまして、道路側溝、グレーチングとか鉄蓋、蓋がかかる部分は民地になりますんで、当然、民地の方の了解がないとそういったものは設置できないわけでございます。だからそこら辺の設置の了解について、まだ確認が取れてなかったものですから、難しいと回答したものでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） その今の返答に私がもう一度言います。

だけど、これは質問の後に言いますから、次の質問ですね、要するに、今の避難所、4億7千万円もかけて造った避難所ですよ、横二部のは、そうでしょ。そして、その中で、町長が言うように、狭隘な道路、あれで3.5メートルなんです、確かに。通常、坂町の町道は大方4メートルですね。最近は5メートル。だけど、3.5メートルしかないんですよ。だけど4億7千万円をつけて造ったんなら、その3.5の道路も40メートルをちゃんと舗装までしたんですよ。そしたら、左の開渠も右の開渠、これぐらいはグレーチング何枚要るんですか。それぐらいはめれば、よくできました言いますよ。誰が考えても、あれだけの5億からかけたものに、最初の入り口から40メートルをやってない。それも何もしてないならいいけど、道路舗装はしとるんで

すよ。こういうようなことがあるんですよ。

それで、先ほども言われたけど、あの上のほうが要請がないとかいうけど、ほいじゃあシモハナの前は、シモハナの駐車場の前は何ですか。93メートルの実績は98メートルの開渠に側溝がないですよ。それも5年ぐらい前ですかね、僕も覚えとるけど、そこへ4メートルほどつけたんですよ、側溝の蓋を。何のためやいうて言うたら、ここへバス停をつくります、ちょうど。それで結局つくらずにそのままなんですよ。私も恥ずかしい話じゃが、そこで私も車を落として、パーにしたけど、そうでしょ。そしたら、上条にしてもそのとおり。それから、今、言うように、中学校の下の高架がありますね、その高架の下、それで、この間、中学校から下りる川を、道路をきれいになりました。これ、この間の雨でも分かります。すごいんで子供通れんのですよ。そしたら、子供はこの隅っこのこれぐらい、15センチぐらい。その上をぱっと若いから走るんじゃけど、その下の開渠にも蓋がありません。けどこれは県と国だから僕も言いません。

それから、今度はどうするかいうたら、上条へ行ってみなさい。上条の人がトンネル越したときの右側の側溝、ごみが詰まる。ごみが詰まるから、蓋をすればごみが詰まらんようになるんよ。今のやり方の今の側溝のグレーチングやるのはいい、最近はいいのがありますね、コンクリートでできた。だからそれでもはめちゃってくれいんです。

そしたら、今、向井田橋の角、左右、安全ですか。5メートルぐらいありますよ。けど離合したいには大変なんです。だから、私が言うのは、町のほうへ、いや、ちょっと待ってくれやいうんならいいけど、できません。私は言うたんよ。できないなら私も出すぞいうて言うたんだから、だから出した。けどそうやって、それから今度は上条なんか、上条にしてもそう。狭いんですよ。そこは2メートル。中村から全部手すりがついてます。横一部も手すりがついとる。そこは手すりもついてない。そういうところがあるんです。

それからもう一つ言います。総頭橋、総頭川、総頭川1号線、あれはメインの道路じゃないんですかね。そこでも30メートルは依然として側溝がしてない。この間、それに蓋をしとる。ほいじゃけん、100のパイプを道路へ入れて、駐車場を造った。どうなっとるんかと言うてきましたよ、ここへ、行政に。僕は何かがあったら言うてくるんだから。それも何も返答もない。

だから、このために、私は今も言うように、そのように今の災害のところにしても、やるつもりがあるんか、ないんか、これを聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 三戸課長。

○産業建設課長（三戸浩司君） 住民協要望でありますとか、P T Aを含む交通安全対策協議会からの要望、日頃、行っております道路パトロール、6月からは狭い地域を徒歩で歩いております。不具合のところを発見した場合には対応しておりますし、先ほどの答弁にもありましたように、身近に不具合を体感されておられる地区住民の皆様からの御要望として声をかけていただければ、役場職員が現場を調査し、できる範囲で対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） だから町民とか住民協とかが言ってこにゃできんのか。そうじゃないはずなんですよね。坂町は、私もこの質問書にも書いとるように、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりじゃない、町にするんですよ。そうでしょ。その理念は何ですか。10年先に何にするか、ちゃんとおたくらが書いとるんですよ、これ、そうでしょ。その中でも、幅員が狭い生活道路の拡幅をしたり、グレーチングしますというて書いてあるじゃないですか。それは10年のこと、10年かもしれん。でもこれは長期総合計画の5年計画ですから、もう終わってしかるべきです。何で同じ町民ですよ。私、今、小屋浦にしても上条にしても、その税金を安くしてくださいよ。税金を安くせずに、同じじゃ、早うにつけちゃってください。そうでしょ。そうして、それも無届けじゃけん行ってみると、グレーチング、1メートル以上ある深いその中にグレーチング置いとるんですよ。格好悪うに。誰がやったんか、自分らがやっとなんですよ。何でそういうときに、このたびも新しいのができるんなら、若いもんが4人が帰ってくる。それならそれをちょっと手助け、新しいところの道路は造らんのじゃけんそっちにつけんさい、そうでしょ。それに新しい東環状線を造ったら、それまでつきあたってそこをきれいにやってあるんですよ。こういうことを平気で職員に言われて私、くやしくてやれんけど、その辺をはっきりどうするか聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 三戸課長。

○産業建設課長（三戸浩司君） 町内にはたしか8万キロだったと思うんですけれども、ちょっと細かい数字、単位等を覚えてないんで申し訳ないんですけれども、多数の町

道がありまして、職員だけで全てを把握するわけには難しい場合がございます。

先ほどもありましたけれども、主要な箇所については優先して設置するなど、今後、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 2番安竹 正議員から「ベイサイドビーチ坂の環境整備について伺う」について質問願います。

安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 「ベイサイドビーチ坂の環境整備について」お伺いいたします。

平成24年にベイサイドビーチ坂がみなとオアシスに登録され、今後の活用策を期待する中で、議会としては一般質問をはじめ、様々な活用策を提案してきました。

特に物販・飲食施設については、行政、議会と長年の課題として検討してまいりましたが、令和3年8月に株式会社モンベルと、また、令和4年4月には株式会社スタックと協定等を締結し、本年6月から物販施設等の整備工事が着手されたところであります。

また、管理面について、現在は陸地部分を坂町が管理し、砂浜を含む海の部分を広島県が管理しているところであります。

こうした中、坂町の観光起爆剤として全国に反映していくためには、これまで以上に管理が求められます。

管理対象となっている緑地帯は、ごみ、草刈り等を含む日常の管理面が課題となり、物販・飲食施設のイメージとしては常に美観が要求されます。

今後、多くの来場者が見込まれる中、常に美しい景観を維持しながら管理運営していく必要があります。県からの補助金だけでは十分な整備ができる状況にはならないと考えていますが、町として計画的に管理できる取組についてお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「ベイサイドビーチ坂の環境整備について伺う」の件についてお答えをいたします。

ベイサイドビーチ坂におきましては、令和3年3月に町が策定した第2期坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略のベイサイドビーチ坂のにぎわい創出に基づき、現在、物販・飲食施設の建設を精力的に進めており、物販施設には株式会社モンベル、飲食

施設には株式会社スタックの出店が予定されており、令和5年春のオープンを目指して取り組んでいるところでございます。

また、ベイサイドビーチ坂のにぎわい創出に町が主体となって取り組んでいけるよう、本年7月より陸域部の管理について県から事務委託を受けており、さらに、令和6年度からは、海域部も含め全体の管理を町が行うこととなっております。

御質問の、常に美しい景観を維持しながら管理運営していくため、町として計画的に管理できる取組について伺うについてでございますが、現在、清掃や除草等の管理については、県の指定管理者である株式会社ひろしま港湾管理センターが行っており、海域部の清掃は、海水浴場運営期間の7月から8月は毎日、それ以外の期間は月に1回、陸域部の駐車場、トイレの清掃は週に3回、草刈りは6月と10月の年2回、樹木剪定は年に1回となっております。

しかし、令和5年春にはにぎわい創出の主体となる物販・飲食施設のオープン予定に伴い、これまで以上の来場者が見込まれ、景観に関しましても、これまで以上の管理が求められることから、来春以降は毎週週末前に町職員が現地を巡回し、著しく景観を損なっている状況が確認されれば、清掃、除草等について県と協議を行ってまいります。

また、これまでボランティア団体等による清掃活動は住民参加の「リフレッシュ瀬戸内」活動のみでありましたが、今年度は新たにマツダ株式会社や自立訓練（生活訓練）事業所LARGO（ラルゴ）の社員による清掃活動が行われたところであり、両団体とも今後も継続して活動するとの意向を伺っております。

こうした団体によるボランティア清掃も景観の維持に資することから、町といたしましても活動団体の増加に向け関係各所に呼びかけてまいりたいというふうに考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 現状の清掃活動、これは今までそういった物販施設とかそういうものがなかったときのことで理解できますけども、今後、これから県の補助というのは、現在、どういうふうになっているのか。今後もどういうふうに移していくのか、ちょっとお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） お答えいたします。

県の補助につきましては、今まで県のほうが港湾管理センターに委託していた部分を頂いてはいるんですが、この清掃、除草につきましては、まだ県の港湾管理センターのほうが行っておりますので、町のほうとしては補助は受けておりません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 今のお答えでは、町のほうには、今後、町が管理するとなれば、県のほうから幾らぐらい毎年補助が出るのかという部分がちょっと不足してましたんで、再度、お聞きしますけども、これを町がやるとなると、町独自の清掃業者ないしはボランティア、そういったものを活用されるんだと思うんですけども、今、社会福祉協議会に有償ボランティアの登録があると思うんですが、そういったところの有償ボランティアを活用されることは考えておられませんか、お伺いします。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） 令和6年度からは、そういう清掃、除草に関しましても、海城部も含めて町が実施するようになりまして、それにかかる費用については、現在、県が港湾管理センターに委託している委託金が、逆にそっちへ行かずに町のほうに来るようになります。

令和6年度からは町に来ますので、どのような方に委託するのかと、そういったところはまた今後検討してまいらなければいけないところだと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 町に移管されると、県のほうからの補助はないということで理解していいんですか。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） 県のほうが、今、令和4年度、5年度につきましては、港湾管理センターのほうにそういう清掃とか除草とかの費用を出しているんですけど、それが今度は町のほうに来るようになりますので、県のほうからそういう清掃、除草のお金は来ることになります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） もう少し深くお答えいただければよかったですけども、大体その委託料金というのが幾らぐらいなのかというのがちょっと知りたかったのということで、後で追加でお話しいただければいいんですが、今現在、オートキャンプ場とか、それからバーベキュー広場とか、そういったものを造る予定が恐らくあると思うんですが、今度、そういった面で清掃場所が広がるんじゃないかということで、その辺のところも県のほうから委託されるのか、町が単独でそういうものを造るわけにいかないということは分かっておりますので、今後、そういったレジャー施設、こういうものも造っていかれる予定はありますか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 計画では、現時点では物販施設、飲食施設、それから倉庫棟ができるんでありますけど、シャワーも含めたですね、そういうことでありますけども、今後につきましては、今、おっしゃったようなオートキャンプとか、あるいはまたバーベキューの関係とか、あるいは、町民の方々が耕作されて作られた農産物の直売とか、あるいはまた、漁協さんともこれから協議をしながら、漁協さんで扱われる魚介類、そういうものも定期的に、土曜日とか、日曜日とか、そういう人がたくさん集まってこられるときに販売できるような、そういうふうな仕組みもこれから逐次検討しながら、また、関係者とも協議をしながら、可能な限り進めていきたいというふうには思っておるところであります。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 最後の質問といたしますか、お願いなんですけども、管理は恐らくどういうふうにするかというのはまだ具体的には頭の中にあるんかどうか分かりませんが、町内のそういった社協にある有償ボランティアを利用するとか、そういったことで雇用を生むというふうには私は思ってるんですが、ぜひともそういったところを活用しながら、町内の雇用を促進していただきたいというふうに考えております。そこら辺の最後の答弁をちょっと頂ければと思います。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） 清掃活動とか除草活動につきましては、町が令和6年度からは受けますので、先ほど言いました、現在は港湾管理センターの下請けでくれせんがやっているんですけど、当然そこも候補には入りますが、当然、その他の団体の方も含めて広くまた考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 5番奥村富士雄議員から「町内公園のさらに魅力あふれる活用策を」について質問願います。

奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 「町内公園のさらに魅力あふれる活用策を」の件で御質問いたします。

現在、町内には多くの児童公園、都市公園など整備されています。公園は町が直接管理運営しているほか、住民福祉協議会などに管理運営を委託している公園も多くあり、委託料を払い、主な管理としては、公園清掃（草取り）です。グラウンドゴルフやペタンクなど団体利用の公園では管理も行き届いているようですが、最近の少子高齢化に伴い、清掃などが困難になっており、草ぼうぼうという公園も多く見受けられます。

整備当初より地域の環境も変化し、公園の在り方についても見直していく必要があるのではないのでしょうか。

公園が地域住民のコミュニティーづくりや防災空間としてさらに魅力あふれ、もっと使いやすく過ごしやすい公園へと活用していくことが望まれます。

草取り、清掃の管理だけでは楽しさはありません。規制だけでなく、いろいろなことができる公園へ、コミュニティーガーデンとして花や野菜などを幼少児や高齢者などが一体となって育てていく、また、公園里親制度などの導入により、楽しくできることを地域住民とともに町が一体となって研究し、取り組んでいくことが今後の公園活性化を通じてのまちづくりに重要かと思いますが、町当局の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「町内公園のさらに魅力あふれる活用策を」の件についてお答えをいたします。

町が各地域に整備しております児童遊園地や都市公園につきましては、子供からお年寄りまで幅広い層の住民の皆様にはレクリエーションや健康増進、人と人との交流活動などに御利用いただいているなど、各地域の憩いの場となっており、また、人々の心を癒やす木や花などの自然と触れ合える場でもあります。

このように皆様の身近に存在し、御利用をいただいております各地域の公園は、それぞれの地域の皆様で守っていただくことで、自らの公園としての愛着が湧き、ひい

てはさらなる公園の美化や活性化につながっていくものと考え、町におきましては各地域の住民福祉協議会に管理をお願いをし、清掃、用具購入などに要する経費を負担しているところでございます。

御質問の、公園里親制度などの導入により、地域住民とともに町が一体となって取り組むことが公園活性化を通じてのまちづくりに重要であるについてでございますが、公園里親制度は一般的に複数の住民で構成された団体が里親となり、公園の除草、清掃などの環境美化活動等に取り組み、清掃に必要な物品購入費などは公園を所管する自治体が支援する仕組みとなっております。

このことから、地域の皆様と一緒にやって取り組んでおります現在の町の管理手法は里親制度と多々似通う面もあり、この手法を今後も継続して行うことで、公園の適正管理や活性化につなげてまいりたいというふうに考えております。

一方、北新地運動公園、平成ヶ浜中央公園などの町外の住民も利用される大規模公園の管理につきましては、地区の住民だけでは対応が困難であることから、町が直営で管理してまいりましたが、町内企業との連携によるさらなる活性化を図るため、Sunstar Hallでも導入をしております命名権制度をこれらの公園にも導入することとし、現在、手続を進めているところでございます。

このように地域の公園は地域で守っていくという思想の下、公園の特徴に応じて地域住民との協働や町内企業との連携を進めることで、公園の適正な維持管理、愛護思想の普及による環境美化が図られるとともに、公園を通じての住民同士の交流促進など、公園がにぎわいやまちづくりの場となっていくものと考えているところでございます。

御理解、御協力のほど、よろしくをお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） ほとんどの公園が住民協に委託されとるようですけども、この住民協に委託されとる公園の中で、面積が非常に小さいところから大きいところとか、特に最近は大い公園が多いんですけども、管理料が年間で2万1千円と一律ですよ。

ここら辺のことについて、住民協から年間1回報告があるわけなんですけども、それを見よると、最近はちょっとコロナの関係でなかなか難しいんですけども、年に1回草取りをやったりとか、年に3回やったりとか、多いところでは、毎月、役員さんが見

守ってやっとなんとか、いろいろ雑多なんですよね。

これについての今の2万1千円の補助基準というんですかね、そういうもの、ずっと以前から来とるはずなんで、そこらの公園に対する補助基準を明確にする必要があるんじゃないかと思うんですが、こちら辺はいかがでしょうかね。

○議長（川本英輔議員） 川上都市計画課長。

○都市計画課長（川上宏規君） お答えいたします。

現在、公園の管理委託契約でございますが、事業の目的といたしましては、公園内の清掃及び美化、公園施設の保守及び点検並びに不良箇所の報告、公園施設の適正な利用についての啓発ということで目的を定めております。

現在、2万1千円という、1公園が基本として契約額としておりますが、この以前の経緯といたしましては、以前は2万円でしたが、現在、消費税の関係で千円ほどアップをさせていただいております。以前、昭和60年代頃でございますが、こちらの公園の管理委託につきましては、各住民協の会長様とも協議を行いながら、管理をしていただくということで、地域の環境美化でありますとか、コミュニティーの場でいうことで、地元は地元できれいにしていこうというボランティア精神に基づいてやっただけのものとして認識しております、その中でそういった清掃用具でありますとか、そういった費用につきましては、当初、2万円ということで、今やれば、そういった用具も買えるだろうということで定めているものでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） さっきも言いましたように、300平米を清掃するのと3千平米を清掃するんというたら、大分その労力も違うわけなんで、そこら辺の補助基準というか、あるいは、例えば年間でどのぐらいするかというのは、やっぱり基準をちょっと決めていただければと思いますんですが、それと、これは何でも住民協にいうんじゃないくて、里親制度というのは、そういう意味で出したんですけども、やっぱりグループ、例えば二部の尾鷹公園やなんかは、結構、平成ヶ浜の人やなんかも来られるわけですよね。そういう人たちが少しでも協力していただけるようになりゃええ思うんで、そういうグループを募って、里親制度みたいな形をつくったらどうかと。

この間、東京へ研修に行ったときに、代々木公園に子供の公園を造るということで、子供の幼児教育とかそういう面で子供たちに公園を、花壇を造ったりしようということ

で計画しとるみたいなんですけども、坂町でもそうやって子供が遊びよるところへ、ただそこで遊ぶだけじゃなしに、花を植えたり、そういうことによって、教育の一環として取り組んでいくということが必要じゃないか思うんですけども、今、小屋浦でスマイル花壇いうんですかね、小屋浦小学校の3年生が花壇造って、花を植えたり管理運営しとるんですが、そういった制度も何か取り組んでいく必要がある思うんですが、ここの中ではそれは住民協でやったらええじゃないかというような話なんですけど、そうじゃなくて、やっぱりそういうグループを募ってやるいうのも一つの方法じゃないか思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） おっしゃることもよく理解ができます。町内各住民協単位で、地域単位で公園を整備しておるわけでありまして、多いところは2か所ぐらいあったりとかいうような地域もございます。

そういう中で、今、おっしゃったような形で、例えば尾鷹公園であれば、平成ヶ浜の方も一緒になって清掃されるというようなことがあるのであれば、そういう地域はその里親制度でうまくやってもろうてもいいんじゃないかと私は思っております。

地域地域のやはり状況いうんですか、そういうものによって、地域全体、住民協で守っていただく、あるいはまた、そういう里親として皆さんが我々でやってやろうじゃないかというような意欲のある地域は地域で、またその里親制度をうまく活用してやっていただくというような、やはり状況に応じて対応するといいますか、状況に応じて、それぞれ対応していくというようなこともいいんじゃないかというふうに思っておりますし、また、支援につきましても、どういうふうなことがいいのかということも、今の時代に合ったような形でちょっと検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） もう時間が来たんで、もう一点、今、坂うめじろう饅頭を作って、中に白あんと梅ペーストというのが入っとるんですが、坂の木は梅ということで、各公園にいろいろ梅を植えていただいとるわけなんですけど、地区公園には紅白で2本植えたりとか、平成ヶ浜中央公園とか横浜公園は多いわけなんですけど、この公園の梅を何とか活用する方法はないかなと。それを一つの特産品づくりにやっていけば思うんですよね。

梅の花が咲くのが2月、3月、なるのが5月の下旬から6月頃になるんで、何か6月に例えば梅取りイベントとかいうような形をして、町民がこぞって梅を取って、それを特産品として、材料を買って、特産品づくりをやっていくというのも一つの方法じゃないかと。結構、よその人が取りに来るのが多いんですよ。もったいないような気がするんですが、そういう面で、今後も梅を推進していくんなら、そういう形で、今の地区の公園にある梅とか、今の平成ヶ浜とか横浜公園の梅を収穫して、活用して、特産品づくりをやっていくというのも、一つは公園の魅力づくりになるんじゃないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○都市計画課長（川上宏規君） お答えいたします。

町の木が梅ということでございまして、各公園それぞれに少なし2本は植えとるところでございまして、一番多くあるのは横浜公園でございます。

現在、梅の種類によりまして、実がなるものとならないもの、そういったものはございます。現在、町の中ではなるほうが多いかとは思いますが、そちらを活用して、特産品の梅に使うというのが、なかなかやっぱりそれほど多くはございませんで、ちょっと難しいのかなという気はしておりますが、そういったイベント等、梅を活用した、そういったイベントみたいなものを、横浜公園はかなり数が多いでございますので、そういった意味合いでは、生涯学習であるとか、そういった関連課とも連携しながら、ちょっと協議してまいりたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は午後1時とさせていただきます。

（休憩 午後 0時04分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 1番向田清一議員から「子供の医療費無料化について」質問願います。

向田議員。

○1番（向田清一議員） 「子供の医療費無料化について」の件。

新型コロナ感染拡大による休業等で仕事がなくなり、生活困窮者が増え、また、異常な円安によるガソリン・食料品等の物価高騰で、さらに生活困窮世帯が急増しています。

このタイミングでいろいろな支援策が実施されていますが、追いつかない状況で、根本的解決に至っていません。この状況を改善するために、子供の医療費助成の改善を求めます。

坂町では、医療費助成は通院・入院は小学校6年生まで、入院は中学3年生までと非常に遅れています。しかも1日に500円の負担が通院は月4日間、入院は月に14日間支払うことになっています。

また、医療費の支払いに所得制限があり、医療費支払い時に支払額が極端に違っていると、保護者は不信感を感じるのではないのでしょうか。

下記の点について質問します。

一つ、厚生労働省の調べでは、令和3年4月1日現在、全国1,741市区町村の中で、通院助成については、15歳までは832自治体、18歳までは817自治体、合わせて94.7%の自治体が助成をしています。

同様に、入院助成については、15歳まで810自治体、18歳までは892自治体、合わせて97.8%が助成を実施しています。早急な改善手段は実施されないのでしょうか。

二つ、坂町は500円の自己負担がありますが、全国の市町村では通院1,136自治体で65.3%、入院は1,222自治体、70.2%と、過半数以上が自己負担はありません。早急な改善が求められます。対応はどうでしょうか。

三つ、医療費の助成に対して所得制限があります。この所得制限の限度額がどれほどで、限度額を超える世帯の児童数、乳幼児の人数はどれほどかお聞かせください。

医療費支払い時に金額の格差が生じています。所得制限を撤廃している市区町村は通院で1,521自治体、87.4%にもなります。坂町でも撤廃が必要と思いますが、どのようにお考えでしょうか。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「子供の医療費無料化について」お答えをいたします。

子供の医療費助成制度については、御指摘のとおり、全国の市町村で様々な支援が行われています。国内における現在の状況を見ますと、昨今のコロナ禍での物価高騰において、どのような行政支援を住民の皆様にお届けするかは全国共通の課題であり、坂町においても町独自の施策、国の施策などにより、町民の皆様には直接的あるいは間接的に遅滞なく種々の支援をお届けしているところでございます。

御質問1点目の対象年齢の拡大及び御質問2点目の自己負担の改善についてでございますが、昨今の社会情勢等を踏まえ、令和5年度においては、現在の通院の対象年齢である小学校6年生までを中学校3年生までに引き上げ、さらに一部負担金の500円につきましては、住民税非課税世帯において、入院・通院とも無料となるよう対象年齢の拡大、自己負担の改善を行うよう諸準備を進めているところでございます。

御質問3点目の所得制限の限度額についてでございますが、限度額については、平均的な家族、扶養親族の数が配偶者1人、子供2人の場合、限度額は646万円となり、限度額を超える児童生徒、乳幼児の人数は、小学生52人、就学前の児童36人でございます。

御質問4点目の所得制限の撤廃についてでございますが、応能負担の観点から、現在のところ考えておりません。

いずれにいたしましても、子供の医療費助成制度については、これまでの一般質問の答弁でも一貫して述べてきたように、本来、福祉施策のバランスの中で受益と負担の公平性の観点も取り入れ、ユニバーサルサービスに基づき、全国画一的な社会保障制度・少子化対策として、国が責任を持って実施すべきものであると考えております。

こうしたことから、町といたしましては、引き続き、全国町村会などを通じて、国の責任において子供の医療に関わる全国一律の制度の構築について要望してまいりたいと考えております。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○1番（向田清一議員） 高校生まで1万円支給されて、ひとり親で5万円の給付と給食費の15%の助成、3月31日までの給食費の無料化など、大変努力していただいているんですが、この厳しい中で、中学校まで通院費の引上げをしていただき、また、非課税世帯には無償化ということで、非常に敬意を表します。ありがとうございます。

質問に移りますが、現行の乳幼児等医療費助成制度、持っている弱点と矛盾をさら

に広げるものとなっていることを指摘しておきたいと思います。その弱点は、所得によって医療負担が階層化し、子育て世帯の中に様々な住民感情が生まれ、相互に対立するような方向性を持っていることです。

病院において1回500円、上限2千円を払う。受給資格要件から外された中学生以下、先ほど言われました88名の親は2割ないし3割の窓口負担を払う。そして、生活保護世帯は免除される。狭い町で、当然、病院で同級生や知り合いの人と一緒にいる。そこで様々な複雑な思いが生じることになると思いませんか。この点、大変危惧しています。この気分、感情を放っておくと、制度そのものを危うくします。

数千円のことと思いますが、2割ないし3割を払う人、500円の人、払わなくていい人、このように医療機関の窓口で3種類の支払いが生まれます。低所得者への軽減負担はもちろん必要ですけれども、そういう弱点を含んでいること、今後の課題としてぜひ検討していただきたいと思います。

今、生活保護をはじめ、様々な社会福祉サービスが攻撃にさらされています。その一つは、税金は我々が払い、サービス受けるのはあの人たちだよというバッシングです。こういう感情の対立を生まないためにも、どの子もひとしくサービスを受けられることが必要です。

社会保障の考えは、課税は所得に応じた累進課税、給付は公平、無差別平等が原則ですが、どのようにお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） 福祉の制度に関しては応能負担の原則がございます。それによって、例えば保育料とかそういったものについては応能負担で、所得に応じて負担をいただいております。

福祉の制度の多くはそういった応能負担ということで、みんなが支え合って、地域を守るということで、能力のある方には多くの負担をいただき、所得の低い方については、福祉の部分では自立を促し、そして、自立をしていただき、今まで支えられている方については、支える側に回っていただくというような努力をしております。

将来はいずれにしても自立をしていただいて、今度は支える側に行くというようなことで、町といたしましても努力してまいりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○1番（向田清一議員） 先ほども述べましたが、全国的には通院で94.7%、入院で97.8%が中学生以上で医療費助成がされてます。広島県でも23市町の中で過半数の9市町村が医療費助成をしています。

ちょっと読み上げてみますと、入院・通院ともに高校3年までの市町村は三次市、安芸高田市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、入院・通院とも中3までは三原市、尾道市、福山市、府中市、庄原市、大竹市。

先ほど町長からすばらしい回答を頂いたんですが、どのような経緯があったのかお聞かせしてください。よろしくお願いします。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） このたびの改正については、県内の状況も勘案いたしました。それと、いずれにいたしましても、町長の答弁にありましたように、こういった社会保障制度は全国一律のいうことは常に一貫して町としては考えておりますが、県内の経緯を見ながら、今回、中学生までといたしましたのと、住民税非課税世帯については500円の負担をなくしたということでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、課長も申しましたけども、いろいろ先ほども、他の一般質問のときにも申し上げましたけども、やはり議会のほうからもそういう御要望があり、そしてまた、全体的なことも捉まえながら、それとやはりどうしても皆さん広島市を意識をしていると御要望なりをされるケースがあるようなちょっと気もいたしております。決して社会保障の制度の中で全体的なことを考えましたら、広島市よりも坂町のほうが優れておるものもでございます。高齢者の関係の例えば老人クラブの方々の支援とかいうこととか、そういうものについては、広島市よりは坂町のほうが優れた制度をつくっておりますけど、いろいろなことがあるわけでありまして、いずれにしましても、そういうことで、一応、皆さんの御要望、あるいはまた、今の社会情勢を鑑み、そしてまた、どうしても広島市と、くどいようなんですけれども、比較されるものですから、広島市と同等のところまでは、水準までは、このたび、頑張っていこうじゃないかということで整理をさせていただきました。

いろいろるる申しておりますけれども、これまでも、先ほども答弁でも申し上げましたが、やはりユニバーサルサービスで、社会保障というのは全ての点において、

やはり国が責任を持って同等のサービスを提供していくということが、地方創生とか、あるいはまた、それぞれの自治体のまちづくり、活気にもつながってくるようなことにつながってくるんだというふうにも思っておりますので、このことについては、引き続き、ぶれずに国のほうにも要望していきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○1番（向田清一議員） ちょっと隣の岡山県の状況を触れてみたいと思います。

岡山県は自治体が27市町村ありますが、その中で入院給付金、20自治体が18歳まで実施してます。通院は中3、18歳までが25自治体、約92%です。これが全国のスタンダードだと思います。やっぱり子育て世帯を助けてあげることが緊急の課題だと思うんですが、坂町でもさらなる努力をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 常々、そういう思いで行政運営をいたしております。いかに行政サービスが少しでも町民の皆様に行き届くようなことになるかということを念頭に置きながら、もちろん財源、財布の中もいろいろ考えていかなければならないと思います。皆さんの御家庭も同じことだと思うんです。その集合体が自治体でありますので、そこらもしっかり考えていきながら、持続可能な坂町としてこれからも発展が続けていかれるように、引き続き頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○1番（向田清一議員） 坂町の財政力指数は県下第7位と書いてありました。財政健全化判断比率四つの指標もおおむね良好ではないかと私は思っておりますが、町当局の考え方を聞かせてください。さらなる改善を求めて、私の発言を終わります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 答弁要るんですか。

○1番（向田清一議員） はい。考え方を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本 保君） 本町の財政力指数と財政健全化比率も早期健全化基準を下回っておりまして、現状、健全な財政状況でございます。

被災等で5億円以上の持ち出し等もございましたけども、基金の状況も被災前に近づくような状況まで現状は持ってきているところでございます。

しかしながら、本年度も既に2億3,700万円ほど基金は減少いたしておりますし、また、乳幼児医療費とかそのあたりを拡大いたしますと、単年度だけではなく、これからずっとその金額が必要になってまいりますので、坂町がずっと持続できるように、現状の財政状況を維持できるように財政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 9番大田直樹議員から「ベイサイドビーチ坂物販施設等のソフト面について問う」を質問願います。

大田議員。

○9番（大田直樹議員） 「ベイサイドビーチ坂物販施設等のソフト面について問う」の件で質問いたします。

令和元年6月定例会でベイサイドビーチ坂の物販施設の件で質問させていただき、令和3年9月の一般質問で進捗状況を聞き、先日の全員協議会では再三の請負契約の変更の説明を受け、やっと念願のオープンに至る見通しがついたかに見えますが、これは箱物だけのハード面で、ソフト面については何の説明もございません。

令和5年1月末には建物が完成する説明を受けましたが、オープンがいつになるのか、また、店内に特産品などを販売するスペースを設けるとの説明を受けましたが、そこには町民が加工した商品などを置くことができるのか。

駐車場、出店、雇用等々、県から坂町へ権限移譲されたことなど、問題は山積していると察しますが、オープンに向けて、どこまで、どのように進んでいるのか、町当局の御説明をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「ベイサイドビーチ坂物販施設等のソフト面について問う」の件についてお答えをいたします。

ベイサイドビーチ坂への物販施設につきましては、年間を通じたにぎわいの創出と交流人口、関係人口の増加を図るため、特産品の販売はもとより、海でのマリンスポーツ、ビーチスポーツや背後地でのトレッキングの拠点として町内外に情報発信する本町のシンボリックな施設として整備を進めております。

御質問1点目の、オープンはいつになるのかについてでございますが、令和5年1月末の建築工事完成後、民間事業者が開店に向け準備を進めることとしており、オープンは令和5年春を予定をしているところでございます。

御質問2点目の、町民が加工した商品などを置くことができるのかについてでございますが、飲食棟には町が特産品販売スペースを確保しておりますので、当スペースを管理する飲食店出店予定事業者との調整の上、展示販売することは可能でございます。

なお、加工した食品を販売する場合は、保健所への届出や許可、食品表示法に基づく適正表示など、関係法令に沿った手続を取っていただく必要がございます。

御質問3点目の駐車場、出店、雇用等、オープンに向けて、どこまで、どのように進んでいるのかについてでございますが、これまで県が一体で管理運営してきたベイサイドビーチ坂におきましては、本年7月より陸域部の管理について県から事務委託を受けており、令和6年度からは海域部も含め全体の管理を町が行うこととなっております。

さらに、町が陸域部に施設を整備し、それを民間事業者が使用するなど、これまでの管理運営形態から大きく変化してきております。このことから、管理面や運営面で整理が必要な事項が多岐にわたり発生したところでございますが、発生した課題につきましては、町が主体となって県など関係者との間で法令を遵守するとともに、利用者の利便性が損なわれないよう、一つ一つ丁寧かつ精力的に解決してきたところでございます。

現時点で残る主な課題といたしましては、海水浴期間中における駐車場開閉時間や店舗利用客の駐車料金の取扱いでございますが、これらの課題につきましては、今年度中に整理できるよう、現在、県や出店予定事業者と協議を行っているところでございます。

また、出店店舗の雇用等につきましては、既に出店予定事業者において人員募集が行われているというところでございます。

このように、これまで大小様々な問題や整理事項を解決してきたところであり、令和5年春のオープンに向け、今後も引き続き取り組んでまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） オープンに向けて着々と進んでいる旨の説明がございました。それは着々と進んでいるという説明でございまして、具体的なあれは示されていないんじゃないか。というのは、やはり駐車場とかの問題でも、今年度中に詰めるというふうなことであって、そして、我々が聞いたときには、また、私の悪い癖いうか、私の攻め口というか、私たちが聞いたときは、もうこれありき、決まったことを聞いて、箱物につきましては、再三再四にわたっていろいろ説明を受けて、そして、どういふふうにしたほうがいいんじゃないかというふうなことも提言してまいりました。

しかし、ソフト面において、今度、聞いたときは、もう今は尻に火がついて、そして、オープンするときには、こうこうこういふふうに決まりました。

我々議員は町民の声を代表する立場で言わせていただきますと、やはり駐車場問題、坂町にある施設だから、坂町民が海水浴なんかでも半額になるようなことはできんんじゃないかみたいなことを言ってこられる方がいらっしゃいました。そうよの、まったく。坂にあるんだから、坂の人らがそういったメリットを被ってもいいよないいうふうなこともある中で、町のほうが進めていく中で、そういった町民の声が反映された設定になっていくのかどうか、そこらあたりの取決めの中へ、我々議員がそういうふうな、町民の声はこうこうこうなんよというふうなことが反映される話合いの場いふのは設けていただけるんでしょうか、どうなんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） お答えいたします。

今、駐車料金のお話が出たんですけども、駐車料金につきましては、坂町で決めるものではなくて、県の条例のほうで決まっております、坂のほうでこうするというわけにはなかなかいかないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） じゃあ駐車場に関しては、坂町は一切物申すことができないというふうに理解したらいいんでしょうか。これも一つの設問になってしまうんで、ちょっとほかに設問付け加えさせていただきます。

物販施設の中でスペースを設けていただいて、そこへ坂町での加工品、そういったものも出せるようにいふふうに、加工したのものに関しては、法律的に保健所の許可を取った施設で作る、そういった表示がなされたものが置くことができると。

しかし、農産物についてはその限りでないわけですね。そのときに、ある方が坂で農協があるときに、農協へ出したいんだというふうにあれしたら、組合員でないと置けないんだというふうなことを言われたと。ここの場合はいかがなんでしょうか。そういった出したいという人が個人的にあれしたとき、窓口がどこになるのか。ここの食堂のほうの窓口になるのか、それとか、坂で言えば社協がどっかへ入るとか、そこからあたりの窓口はどういうふうになっとるんか、そこのところを、さっきの、ですから、駐車場の件は坂町が一切口を出せないのかというふうな理解をしとっていいのかどうかと、ちょっと併せてお願いします。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） 県との協議をすることは可能ですけども、当然口は出せませんが、最終的に決定されるのは県のほうの議会で決定されるということになります。協議は可能です。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 車地総務部長。

○総務部長（車地孝幸君） 飲食施設での野菜の販売についてお答えいたします。

まず、飲食施設の中には坂町の特産品を売るスペースを確保しております。それを想定していますのは、芸州坂うどんであったり、今、開発しておりますうめじろう饅頭であったり、また、うめじろうグッズというものを今現在想定しております。

加工品であれば、例えば町内で言いますとカキのオイル漬けとかございますが、それも販売業者さんの御希望によりますけども、そういった既にほかの施設で販売をされているものは、もし事業者さんのほうで要望すれば、飲食店のほうとお話をして、置くようなことは可能かと思えます。

ただ、議員おっしゃったような野菜は、野菜を売るとなると、野菜は確かに保健所の許可とか食品表示法とか要らないんですけども、野菜を売るとなると、かなりの販売広さが必要かと思えます。ただ、町内で取れた一部の野菜を、少しの数量を店に置いて、なかなかお店に来る人に魅力といいますか、それを目的として買いにこられることはないのではないかと考えます。

野菜はやはり、よく道の駅とかございますが、ある程度の広さ、いろんな野菜がかなりの量を置いてあると。その中から消費者の方が選ぶというようなことで、そのような広いスペースは、現在の飲食店のスペースにはそういったことがないので、今の

建物に野菜を置くことは想定はしておりません。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 追加でございますけども、先ほどもどなたかの一般質問の折に、ベイサイドビーチにキャンプができるような場所、あるいはまた、バーベキューができるような場所、さらには野菜、農作物が販売できるようなスペース、あるいはまた、坂町の魚介類も販売できるようなスペース、そういうものも近い将来には何とか実現できればというふうにも思っております。

農作物につきましては、以前に旧役場庁舎の跡地で、農業に従事した方たちが、自らが持ち寄って販売をしておったような事例もありまして、これもすぐ売れるという状況もあったようでございます。当時、いろいろな町の事業の関係であの用地を売却しなければならなくなっただけで、それもできなくなっただけですけど、そういうふうな形を、毎週、例えば日曜日とか土曜日、ベイサイドビーチにお客さんがたくさん来られる曜日に、そういうことが週に1回でも2回でもできるような状況をつくっていただければというふうに思っております。あくまでも生産者が自主運営をしていただくようなスペースをつくっていただければというふうな考えでおりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） メインが食堂なのか、にぎわい創出いいながら、町長も道の駅とかそういった産直市みたいなところへ足を運ばれたことがあるかどうか知りませんが、食事をするメインは11時から2時だと思います、昼は。夕方、ずっと開けておるにしても、たまにお茶しに3時頃入る人もいるかもしれません。食事が17時から20時ぐらいというふうな。よく道の駅、産直市へ行きますと、そういったもの目当ての人でゴった返しております。坂には農業従事者、農業専従者はゼロでございます。家庭菜園がちょっとというふうなところがございます。坂町だけでなく、近隣市町を巻き込んで、坂で言えば熊野、海田、矢野、それに姉妹町である川本町、そういったところから協力願って、にぎわい創出のために、そこらあたりとタッグを組んで、そういったものをメインに、目当てに坂町の人工海浜へ来ていただくというふうなお考えはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　ベイサイドビーチのにぎわい創出というのは、海を使った、ビーチを使ったマリンスポーツ、ビーチスポーツ、あるいは背後地に、うちは町内にトレッキングができるような遊歩道等も整備をいたしております。今のところ、まだ一部、災害の関係で復旧ができてない部分もございますけども、その三つをうまく皆さんに活用していただいて、あそこをやっぱりそういう関係の県内のメッカにしようということで、今、取り組んできておるわけでありまして。

当然、その中には海でするスポーツに必要なものとか、これはモンベルさんが来られるんで、そういうものも扱っておられますし、あるいはまた、食のほうもイタリア料理、スペイン料理を主にした、これは海に属する料理を提供するスタックさんというのも進出してこられます。そこをメインにしなごら、その中で町民の方々が、例えば漁業に従事される方、あるいは、今、おっしゃったように、家庭菜園である程度であるけども、そういう野菜類を生産されておられる方々が、その場を活用して、自らが作ったものを販売をされて、そして少しでも肥料代とかそういうものになって、それがまたこれからのいわゆる健康年齢の上昇にもつながってくるというような環境になるようなことを考えて、今、これから進めていこうというふうに思っておるところであります。

先般の12月3、4日で農産物品評会があったんですけども、私もちよつと4日の日には会場に行かせていただいたんですけども、坂と小屋浦で200品の野菜が出てきておりました。すばらしいものもございました。まだまだ坂町はそういう面では農業に従事される方、捨てたもんじゃない、表現が悪いんですけど、よく頑張っておられるなというふうなものもこの目で確認いたしておりますし、そういう方たちにも、収穫した野菜をしっかりとそういう場を使って多くの方に提供していただくような、そういう環境をまずつくって、その中で、今、おっしゃったような形で、近隣の自治体からも、ほいじゃあ出品してもらおうやという環境ができれば、そういう方向にも進めていってもいいんじゃないかと思いますが、いずれにしても、やはり坂の町民の方を第一優先に、このことについては考えながら進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員）　大田議員。

○9番（大田直樹議員）　坂町の町民を第一に、いいことでございます。それを町民みんなも願っていることでございます。

店舗内、食堂内でのわずかなスペースの場所より、今、よその大きいところを言いますと、高知の朝市なんかへ行くと、1.3キロの道のり両方に店が、日曜朝市ですね、そういったので、店舗内でなく、今、農業の品評会があって、かなりの数が出たことを町長がおっしゃっていましたが、そういった方々に、中でなく、日曜日だけ設けるスペースを考えていただいて、そして、色を添えていただく。ですから、食堂の中にあるスペースでは、そういったグッズとか、まんじゅう作ったとか、そばとかそういったものを置いてもいいでしょう。だけど、その中で野菜を置くにはちょっとみたいなことをおっしゃられました。それだけ品評会もやって、出品なさる方がいらっしゃるということになると、声かけをすると、あそこだったら駐車場もあるし、車を持ってこられて、日曜だけでもそういったものをつくるスペース、そういうふうなものを考えていただいて、そして、やっぱり土と戯れるというのは健康の源でもあります。そういったことを、今、私がここで一般質問で言うと、町民の声とあれですけど、三人寄れば文殊の知恵、皆さんがそういった決まったことを私たちが受けるのではなく、その決まる前に、こういうふうなことも入れてほしい、やってほしいという場を設けてほしいと最初に申しました。そういった場をぜひ設けていただいて、今のはほんの一例、そういった町長の答弁の中からそういった思いも、日曜朝市をやるスペースを設けてほしいというふうなことも、外ですと建物を造らなくても、そして、ちょっとテントを張ってでもできるんじゃないかと思えますんで、ぜひそういったことをお考えの中へ入れていただくということはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） ちょっと私の説明が悪かったんかな思うんですけども、まさに、今、議員がおっしゃったようなことをこれから計画的にやっていきたいということもさっきも述べさせていただいたんですけども、私の説明が悪かったんかも分かりませんが、そういうことでありますんで、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） ですが、今、そういうふうに、それらも考えておりますでなくて、我々と、我々というのは、町民の議員は声の代表者です。きっと私一人が言うんでなくて、こういうふうなことも考えられるよのという文殊の知恵も出てこようと思うものです。そういう場を全協を利用してくれてもいいですし、設けてほしいと申しているんですが、そういうことは可能でしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） これまでの全員協議会等でもそういうニュアンスのことは何回か皆さんに発言をさせてもらっております。要は全体的なものがまとまった時点で、こういうふうなことでどうだろうかということは議会のほうにも提案をさせていただきたいと思っておりますけども、ただ、その関係者の方がいろいろな意見が出てきたら集約がつかなくなっていて、物が前へ進まなくなってくる可能性もあるわけでありまして、そこらはやっぱり我々がしっかり全体的に皆さんがどういう状況の中で、どういう形の中で、販売できるようなスペースをどこに設けたらいいのか。今、おっしゃったように、テントを利用してやるのもいいなというふうなことはもう既に頭の中に入っているわけでありまして、そこらもしっかり、例えばJAさんの専門的な知識も一応頂いたりしながら、そういう中でまとめたものをまた議会の皆さんには御提示させていただきたいというふうには思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 7番出下 孝議員から「災害対策の見える化を」について質問願います。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 「災害対策の見える化を」の件について質問いたします。

平成30年7月豪雨災害から4年余りが経過しました。復旧工事の進捗状況は坂町災害復旧・復興ニュースで見える化され、住民は各工事の完成を注視して見守っております。

小屋浦地区では、過去に天地川の砂防堰堤の老朽化に伴い機能低下したことで、更新を広島県へ要望しました。広島県は、調査の結果、機能は維持されていることから、上流に新たな砂防堰堤を平成28年度の完成を目指して工事用道路の工事を進めておりました。

砂防堰堤の建設工事は大幅に遅れ、未着工の中、このたびの豪雨で甚大な被害が生じました。しっかり工事の進捗をフォローし、工期計画どおり完成していれば、甚大な被害を減少できたのではと思うと痛恨の極みであります。

このような悲惨な災害を二度と繰り返さないために、事業やその進捗を見える化し、住民と情報を共有する仕組みの重要性を強く感じました。

そこで、以下の点について町当局に伺います。

質問1点目、住民は災害対策情報の提供不足で不安を募らせています。不安を払拭

するため、災害対策事業及び進捗の見える化を。

質問2点目、広島県の急傾斜地崩壊危険区域事業5か年計画に採択された、①小屋浦二丁目西谷地区（1か所）、②小屋浦三丁目向田北地区（2か所）の進捗状況は。

質問3点目、平成30年7月豪雨で崩壊した小屋浦二丁目17の防災対策の申請結果は。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「災害対策の見える化を」の件についてお答えをいたします。

現在、町におきましては、国や県等の関係機関と協力し、溪流における砂防堰堤等の建設工事や崩壊のおそれがある急傾斜地での急傾斜地崩壊対策事業など、災害発生時に被害を最小限に抑えるための各種災害対策事業に取り組んでおり、特に早急に取り組むべき平成30年7月豪雨災害に係る災害復旧事業につきましては、天地川や町道総頭川1号線などの主要な河川・道路の復旧工事は完成し、砂防工事におきましては、主要な溪流での堰堤整備は完了し、現在は周辺溪流に堰堤を整備しているところでございます。

御質問1点目の、災害対策事業及び進捗の見える化をについてでございますが、災害対策の主要工事であります平成30年7月豪雨の災害復旧工事につきましては、工事箇所が多く、また、複数年にわたって工事が行われることから、全ての工事の工程計画や進捗状況を坂町災害復旧・復興ニュースとして令和元年6月より毎月全世界帯に配布することで周知を行ってきたところでございます。

また、こうした災害復旧工事以外の急傾斜地崩壊対策工事などの防災対策工事につきましては、適宜、住民説明会等を開催し、周知を図ってまいりたいと考えております。

御質問2点目の、広島県の急傾斜地崩壊危険区域事業5か年計画に採択された小屋浦二丁目西谷地区（1か所）、小屋浦三丁目向田北地区（2か所）の進捗状況はについてでございますが、両地区とも広島県の令和3年度から令和7年度までの整備計画であるひろしま砂防アクションプラン2021で新規事業実施箇所として位置づけられており、西谷A地区については、今年度、現地測量に着手されたところであります。

向田北地区の2か所につきましては、来年度、現地測量の実施に向けて国に予算を要求していくと伺っております。

本町といたしましても、引き続き、早期完成を国や県に要望してまいります。

御質問3点目の、平成30年7月豪雨で崩壊した小屋浦二丁目17の防災対策の申請結果はについてでございますが、本申請案件は県事業の採択要件を満たしていないことから、町事業として実施する必要がございます。

しかしながら、一部範囲の斜面角度が町事業での採択要件を満たしていないおそれがございますので、今後、測量等の調査を行い、採択の可否を判断してまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 今回、質問させてもらいました災害対策の見える化ということで、災害対策の定義がちょっと私が考えておると町の考えがちょっと違うようなので、改めて確認したいと思うんですが、災害対策には、私が考えておるのは、こういう自然災害の中には豪雨災害があるし、また、地震、津波、そういったものもあります。そういったものを全体の自然災害に対する見える化を図ってほしいという意味で、今回、質問しております。

それで、質問の1点目ですが、答弁の中に、適宜、住民説明会等を開催しというて、そして、周知徹底を図るといのように答弁されておりますが、この砂防堰堤をやるときに、これは平成18年に広島県の担当者と坂町、産業建設課課長が出席して説明会を小屋浦で開いております。そのとき30名ぐらい、主に土地の所有者が多かったですが、そういったことで説明会を開いております。

そして、そのときに説明があったのが、平成22年度に用地買収、それから23年度に工事道路の工事予定、28年度に工事の完成予定という、そして、総工費は3億円という説明があったわけですね、説明会のときに。

そして、工事が着工して進んでおりますが、平成23年度の工事道路工事以降、ストップしておるのに全然フォローしとらんのですね。フォローしていないことから、この災害につながってきてるということで、この説明会というのは、私は住民への周知という点ではあまり機能をしてないという認識を持っております。

そこで、この説明会でなしに、今現在、災害復旧ニュースとか県道の道路工事、これが毎月刻々と進捗状況を報告されております。こういうような方式でやれば、周知機能は保たれると思っておりますので、説明会を開いてやるよというのをちょっと再検討してもらって、こういう方法もあるということで検討をお願いしたいと思うんで

すが、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 当初、砂防ダムにつきましては、おっしゃったように、県が説明会をしたりしまして、その後、工所用道路もどんどん進んでおったんでございますけれども、そういう中で、やはり用地の関係がございまして、なかなか順調に事務が進んでいかなかったというようなこともありまして、やむなくああいう形になったということもちょっと御承知おき願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 三戸産業建設課長。

○産業建設課長（三戸浩司君） 先ほども町長が申しましたように、県の事業でございまして、だから災害復旧事業ですので、県の事業と町の事業というのはあまり関係なく考えておりますが、今後は町が発行しております災害復旧・復興ニュースですか、そういった形で、県の情報を入れることが可能であれば、掲載を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 今、町長から答弁がありました。私もこれは注目をしておりまして、平成18年のときの説明では、21年から用地買収をするということですが、その1年後に私がフォローしましたら、1年後に修正がありまして、平成22年の1年遅れで用地買収するという情報を入手しとりますんで、町長言われた件は重々認知しておりますんで、それで災害ニュースに準じて、この説明会でなしに、こういう方法で周知を図って見たらどうですかということで、今の答弁ですが、これをぜひやってもらいたいという要望ですが、今、ちょっと答弁を聞き損じましたんで、再度、お願いします。

○議長（川本英輔議員） 三戸課長。

○産業建設課長（三戸浩司君） 事業主体が県になりますんで、県と協議をしながら、県のほうも、西部建設事務所に行きますと、復興ニュースみたいなのを掲示しておりますんで、どのあたりまでが町で可能なのか協議をして、県の事業の周知、住民の皆様への周知等をどこまでが可能なのか、今後、検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 今までの町の答弁を見ますと、これは県ですから、県ですからということで、なかなか自分のこととして捉えてないという傾向があります。ですから、坂町で工事をするんですから、県であろうが国であろうが関係ありませんよ。情報を取って、順調に工事を進めるように、そこら辺の進捗をフォローしてもらいたいと思います。

それと、次は質問の3点目の答弁で、県事業の採択要件を満たしていないことから、町事業として実施する必要があり、測量等の調査を行い、採択の可否を判断するとあります。そういう答弁を頂きました。

先般、この件につきましては、私は先般の定例会の一般質問で、県の採択要件を満たさない場合、町の採択基準をつくって、それを明確にしてやったらどうかという質問をいたしました。その件は、その後、どのようになつとるんですか。

○議長（川本英輔議員） 三戸課長。

○産業建設課長（三戸浩司君） 採択基準に満たない急傾斜、斜面を町がやることになりますと、町単独での事業実施になり、財政的に大きな負担がかかりますので、それについては難しいというふうに回答したというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） そうすると、県が採択されないそういう小規模の災害、これについては、誰も面倒を見る人がいないという状態で、そういうことで町民に対しては納得してくれというように聞こえたんですが、それでいいんですか。町行政を担当する立場として、行政は町民の味方じゃないんですか。県の味方じゃないんじゃないんですか。そこら辺はどういうふうに考えとるんですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 当然、事業の性格によりまして、県営事業でやる場合、あるいはまた、急傾斜の場合、単県事業でやる場合、こういう二つに大きく分かれておるんですけれども、県営事業に採択されますと、10%の負担で地元は済むんです。単県事業であれば50%の負担となります。そしてまた、町事業でやると100%の負担になるわけでありまして。

そういう中で、今回の西日本豪雨災害の折にも、小屋浦もかなり大きな被災をした

わけでございますけれども、坂地区も、あるいは植田地区、水尻地区、あるいは横浜地区も含めて、小さな土砂災害が結構あるわけでありまして、それを町の単独で全てをやり切ろうとしますと、やはり山の中でありまして、それだけの経費もかかるわけでありまして、恐らく、今のところ積算はしておらんですけれど、半端な数字じゃなしに、かなりの数字が上がってくると思うんですよね。先ほども27億円ぐらいの財源がまだ残っておるよというようなことも言いましたけども、そこまで匹敵しないかも分らんですけれど、その半分ぐらいは費やさないといけなくなる。

そしてまた、今からも災害がどんどんどんどん大雨が降りまして、そういうふうな状況が各所で出てくる可能性もあります。それを全てを、正直なところ、賄っておりますと、多分、財源が枯渇してくるんじゃないかというふうな気もいたしております。

そういう中で、やはり全体で単町でもやろうじゃないかというふうな議会の皆様の御協力を頂いて進めることにするためには、例えば東日本大震災の折に、あそこを復旧するために、今でも我々はある一定の税を納付しておるわけでありまして、やっぱり町民全体でそういう負担を少しずつ補い合うんだと、別の財源で負担を補い合うんだというような、やっぱり全体的な合意、コンセンサスが成立しないと、なかなか私としても、行政を預かるものとしまして、後々、ほかの面で、例えば福祉とかそういう面でまた大きな穴を空けるようなことになるんじゃないかという不安もございますので、やっぱり全体的に町民との合意を得て進めていくというようなことがもし可能であれば、それはできるというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） このお話も以前に一般質問でやりました。こういう災害の対策費用は膨大な費用がかかると。ですから、長期的な視点で一つ一つ予算の許す限り、許す範囲内で、一つ一つ潰していったらどうですかという提案をさせていただきましたが、今後、そういう方向で検討していただきたいと思います。

最後に、見える化の件で、こういうことが私のところに来ております。広島県の西部建設事務所が急傾斜地が崩壊するおそれのある土地の対策工事を検討するため、現地地形の測量、地質調査等を実施しますという通達が私のところへ来ております。これは町のほうは御存じですか。

○議長（川本英輔議員） 三戸課長。

○産業建設課長（三戸浩司君） お答えいたします。

今年度、測量を実施しております西谷地区のことだと思っておりますが、正式な文書については、ちょっとこちら閲覧しておりません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） こういうことがあると、フォローしようにもしようがないですよ。ですから、県と密接に情報交換していただいて、県の動きを察知して、そして、対策工事とかいうのを地区の住民に周知をしていただきたいと思いますと思うんですが、そこら辺の努力をしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 三戸課長。

○産業建設課長（三戸浩司君） 斜面の補修の対策の要望が出ましたら、砂防課とか西部建設事務所等に相談して、それが県が県営でやる事業か、あるいは町でやる事業かとか、そういった協議は重ねております。

現場に入る際も、今日から測量に入るとか、そういったことは、今後、状況を見て、密に連絡を取りながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 10番中 雅洋議員から「「DX化推進で業務改善も」の件で伺う」の質問を願います。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） 「DX化推進で業務改善も」の件で伺います。

先日の令和4年8月29日、総務厚生委員会でデジタル田園都市国家構想推進交付金事業の進捗状況について以下内容で説明を受けました。

①坂町ホームページのリニューアル、令和4年7月29日公開。

②坂町公式ラインの運用サポート、令和4年4月から運用中。

③電子申請による証明書交付、電子決済サービスの導入など、令和4年末頃から実施。

④坂町公共施設予約システムの導入、令和4年度内を目途という上記内容は、住民からすると、③、④の電子申請システムの導入等が坂町もデジタル化移行への大きな変革が感じられるものとなると考えております。

そうした中、地方自治体には地方創生が叫ばれていますが、そのツールとしてのデ

デジタルを手段とした庁舎内全般の業務改善にまで展開できないものかなと考えております。

以下内容について町当局の考えを伺います。

①例えば事務作業の中で大変難しい作業、面倒な作業、きつい作業などの洗い出しを行い、デジタル活用により簡単で効率的で単純な作業にならないか。

②庁舎内にデジタル化推進チームをつくり、こうした業務改善につなげていくことができないか。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「D X化推進で業務改善も」の件についてお答えをいたします。

令和2年12月に総務省が策定した自治体D X推進計画では、まず、自治体自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やA I（人工知能）等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められるとされております。

また、このD X推進計画内では、各自治体の実情に応じて実施することを検討すべきとされる取組の一つに「デジタル技術等を活用した業務改善」が掲げられ、その必要性が述べられていることから、本町におきましても、実施に向け取り組んでいるところでございます。

御質問1点目の、事務作業の中で大変難しい作業、面倒な作業、きつい作業等の洗い出しを行い、D X活用により簡単で効率的で単純な作業にならないかについてでございますが、例えば計算が大変難しい、集計が複雑で面倒、莫大で単純な入力作業がきついなどの職員に負荷がかかる作業については、デジタル技術の導入を進めることで、簡単・簡易で負荷のかからない作業へ変えていくことが可能であることから、引き続き、こうした業務や作業の洗い出しを進め、費用対効果の高いものからデジタル技術の導入などを検討してまいりたいと考えております。

御質問2点目の、庁舎内にD X化推進チームをつくり、こうした業務改善につなげていくことができないかについてでございますが、現在、本町では、令和3年4月から、私をトップに、副町長及び情報政策監並びに総務課内に情報通信に関する専門知識を修得した担当者を配置することでD X推進体制を整えており、必要な情報収集を

はじめ、国が重要施策として位置づけるデジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組を着実に推進をしているところでございます。

具体的には、単に他団体の事例をそのまま模倣するのではなく、本町の実情を踏まえた最適なデジタル技術の導入について事業者等から様々な提案を受け、庁内で十分に精査・検討を重ねた上で、住民の利便性の向上並びに業務の改善及び効率化に資する事業の実施に努めてまいるところでございます。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 今回、デジタル化推進でということで質問させていただきましたのは、理由は、ある時期に報道機関からの情報を見て、要はITにたけた人材、AIも一緒でしょうけど、デジタルを含めた、ITにたけた人材、この7割はIT企業に就職しておると。7割ね、たけた人がね。そのうちの半分が東京に集中しておるといふふうに書いておりました。地方にはやはりIT人材というのが非常に少ないといふふうに書かれておりました。

そういった現状を見ながら、ITを今の地方創生あたりでしっかりこれを変革するきっかけになる手段じゃないかなと、大きく変革するね、と思って、一度、ちょっと一般質問とかんにゃいかんかのと。どんなんがあるかの思ったときに、やはり業務改善。答弁にありましたが、国のほうからもあるというんで、ちょっと安心したんですが、要は私の経験から、40年余りの民間での経験、これは製造現場、現場のほうですね、工場現場で業務改善を進めるいうのはすごく当然なことで、1日置きじゃないですが、振り向く動作とかあんなも含めてすごい改善のペースでした。

大きく後で考えると、やはり自動車業界いうのは結構な企業が集中してもまれるから、やはりあれで効率化を図って、コストをアップささんようにいうことで、そんな経験をしております。

ただし、事務作業、後半には事務作業に私も入ったんですが、あまり事務作業じゃパソコンを入れるぐらいのことで、あまり大きな改善はなかったから、こうして提案したものの、うまくそんな洗い出しをしてみんさいいうて言うのはみやすいんですが、その辺でどんなんかな思って、ちょっとそんな心配しながら質問をさせていただきました。

そうしたときに、答弁の中に、洗い出しを進めて、デジタル技術の導入などを検討

してみるとというふうな答弁がありました。うまい言葉で、検討するというのは、やってもやらんでも検討したよというのにつながるからあまり好きじゃないんですがね、私は、そこで洗い出し、これをしっかり、下の2点目の質問とセットになるんですが、しっかり専任をつける、今は町長、副町長、情報政策監がおって、2人ぐらい若い人をつけてやると。小っちゃい町だから、やっぱり専任をつけずに、何かとセットでこうやって、やはり何かのときにはほかの業務をやってもらうというようなイメージは分かるんですが、ただ、上の人というのは異動しますから、しっかり情報政策監とか副町長とかたけた人がおられるときに、しっかり育成してもらいたいような気がするんですよ。しとかにやいかんのですよ。ある程度できる人材がおるんでしょから、その辺でちょっと検討するじゃなくて、簡単な計画ぐらい、例えば検討する、来年ぐらいからするのかな、それとも再来年かなというような思いがするんですけど、こんなよく坂町が出してくるのは、計画書というのはごつついで、国が出して、県が出して、それに似たものをつくると。あんなんじゃなくて、通常の業務で、例えば洗い出しをするんですよ。通常の業務で洗い出しをするんだから、情報政策監の下に1人おって、その人間、1年ありゃできます。1年もかからんかも分からん、ずっと課ごとに回ったりして。その情報をしっかり取って、どこへ活用するかいうのを具体的に進めていけば、検討しますじゃなくて、割と現状が分かる、使えるものはこれだというのが分かってくるから、そういうふうな前向きな検討をしてもらいたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 岡村副町長。

○副町長（岡村 恒君） ただいま議員のほうから御指摘のあったとおり、行政は通常5か年計画をつくって、それに基づいて重厚かつ丁寧に事業を実施していきますが、IT、DXにつきましては、ドッグイヤーと呼ばれるように、非常にスピード感を持って対応していく必要がございます。

したがいまして、今、議員のほうがおっしゃられた手法を私どものほうも取っております、基本的には、今、行っている庁舎内の業務を見て、これに対してこうしていけばいいんじゃないかというふうなことを遂行するのではなく、今、様々なベンダー、これはIT株式会社なんですけど、ベンダーが持っているソリューションを私と、それと情報政策監のほう調べ上げて、これはいいんじゃないかといったものを見つけますと、早急にベンダーのほうに説明に来ていただいて、それを聞いた後に、

総務課に専任の職員が2名おります。それを各担当課のほうに派遣をして、じゃあそのソリューションがその課の担当業務とマッチするかどうか、これを早急にマッチングさせておまして、それでオーケーになれば導入するんですが、ただし、それは費用がかかりますので、やはりそこは費用対効果、導入をしたその経費に見合う効果が出ないと、それは絶対導入しては駄目というこのルールを設けて、じゃあそれについてどうなのかといったところについてを全て調査した上で、町長のほうの判断を仰いで、その是非についてを決定しているというふうな次第にやっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 今のやり方でいいと思います。そんなのだったら、計画というのは我々が委員会を所管しておるときに、各課にちょっと簡単な新たな予算の中の計画つくって、そんなイメージでちょっと見とるんですけど、そのほうが恐らく予算がつく必要ないうたら、実施する段階でしょうから、こういった簡単なもので、ここまで何課と何課と順番にやっていくんじゃというような計画でもええじゃないですか。そんな感じでやっていけば前に進むし、現状を見ないと分からんですから、必要であれば、また町長に言って予算を取ってもらうというのがいいんかも分からんですね。この件に関しては、一応、これ以上はないです。

あと一点、先日、スマホの勉強会、要は当初導入したときに、誰一人取り残さないというのをキャッチフレーズに、それでちょっとあそこの役場庁舎の駐車場の隅でちょっとそのトライアルじゃないですけど、中さん、こういうふうにしていこう思うんよというので、今、高齢者もスマホに関してやっぱり少しずつ知識が増えていってるんですよ。使わない人というのは絶対使わんのじゃないかな、やっぱり年齢的なあれもあって。その辺をگری押しする必要はないと思うんじゃけど、一応公平に皆さんに声をかけて、私もちょっとどのレベルか分からんですが、スマホ教室、車の中でやる分かね、ちょっと興味がありそうなけん、どの辺のレベルを受けりゃええかも含めて、受けていきたいなと思っております。

この実施時期とか、そんなのをもうちょっと、せつかくの機会ですから、お聞きします。

○議長（川本英輔議員） 鳴川情報政策監。

○情報政策監（鳴川雅彦君） 御質問ありがとうございます。

先日、中議員とそれから安竹議員のほうにちょっと見ていただいたんですけども、我々どもとしまして、国のほうもデジタル化の推進に当たって、デジタルとアナログの併用ということを大きく掲げておって、デジタル化によって取り残される例えば高齢者の方とか、情報通信関係に不慣れな方が残されないようにというふうな取組を大きく掲げております。

その一環として、スマホ教室ということで、まずは坂町の公式LINE等を見ていただくにも、スマートフォンが非常に便利でございますので、そういったところの基本的な例えばスマホの操作であるとかアプリの使い方、例えばマップであるとか、メールとかLINEの使い方、そういった基本的なところから、まずは高齢者の方に親しんでいただいて、実は使えば便利なんですよということを実感いただくという趣旨でスマートフォン教室を、今回、実証実験に近いようなものでございますけれども、やらさせていただきます。

スケジュール的には、年明けの1月の下旬あたりから1か月程度をかけて、町内4か所の主立ったふれあいセンターであるとか、町民センター等々の施設の駐車場に移動式のワゴン車、これのほうを、こちらから自ら現場に赴きまして、なるべく高齢者等の方が気軽に参加できるような体制を整えた上で、そういったスマートフォン教室をぜひやってみたいと思っております。

その結果をもちまして、高齢者の方が非常によかったというふうな御反応を頂ければ、それを踏まえて、正式に予算取り等をして、具体的なもう少し突っ込んだ教室的なものも計画してみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 6番柚木 喬議員から「合計特殊出生率2.07%の根拠を聞く」について質問願います。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 「合計特殊出生率2.07%の根拠を聞く」の件で質問します。

第2期坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略の令和4年6月改訂版が8月5日に発表されました。その中で目標人口を令和42年に1万5,000人とする目標値が掲げられております。とりわけ目を引くのが、令和17年から令和42年の間、合計特殊出生率を2.07%とし、国立社会保障・人口問題研究所で推計されている1.7

0%の数値を大きく塗り替えるという内容で頼もしく思うところですが、この2.07%の根拠をお聞きします。

1点目、この施策のための町としての年度ごとの概算予算をお聞きします。

2点目、出産のための費用（出産育児一時金や不妊治療費・検査費）は町としての対策・支援策はどう考えておられるか。

3点目、直近四、五年の間は平成ヶ浜地区の人口増が出生数の増加要因になっていますが、坂、横浜、小屋浦地区の出生数の増加対策はどう考えておられるのか。

4点目、出生率向上のために子育て世帯の経済的負担を軽くする第2子以降の保育料の無償化、あるいは、給食費の無償化、半額負担を他の自治体情報として耳にするが、本町の今後の課題となると考えるがいかか。

それから、5点目、上記以外に2.07%を達成するために行政としての総合力が必要ですが、基本的施策をホームページにアップすべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「合計特殊出生率2.07%の根拠を聞く」についてお答えをいたします。

第2期坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、毎年、施策の進捗状況を確認し、計画の見直しを行っており、本年度も6月に改訂を行いました。

引き続き、坂町第5次長期総合計画とともに本計画に基づく施策を着実に実行し、人口増加に向けた取組を進めてまいります。

なお、合計特殊出生率2.07%につきましては、国のまち・ひと・しごと創生本部事務局が人口推計で採用した人口を維持していくために必要な率であり、本町も目標値として採用いたしましたものでございます。

さて、御質問1点目の、この施策のための町としての年度ごとの概算予算についてでございますが、出生率の向上を図る取組につきましては、ソフト面やハード面、様々な分野にわたる総合的な取組を長期的、継続的に実施することにより、安心して出産できる環境を整備していくことが重要であると考えております。そのため、本町の予算のほぼ全てがこの施策に関係しているものと認識をいたしております。

御質問2点目の、出産のための費用（出産育児一時金や不妊治療費・検査費）は町

の対策・支援策はどう考えているのかについてでございますが、出産育児一時金は国の健康保険法施行令により金額が定められており、本町においては、広島県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険に加入されている方に対し、坂町国民健康保険条例で定めた金額を支給しております。

また、不妊治療費及び検査費につきましては、平成23年度より継続して町独自の支援を実施いたしております。

御質問3点目の、坂、横浜、小屋浦地区の出生数の増加対策はどう考えているのかについてでございますが、子育て世代包括支援センターを中心に、母子保健推進委員や子育て支援センターが連携し、妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない坂町版ネウボラを推進し、安心して出産や子育てのできる町を目指す中で、坂町全地域の出生数の増加を目指しております。

御質問4点目の一つ目、第2子以降の保育料の無償化についてでございますが、3歳児以上の児童については、令和元年10月1日に保育料の無償化が実施されました。一方、3歳未満の児童の保育料については、現在、保育園においては町が、こども園においては各園で保護者の所得に応じて保育料の徴収を行っており、保育園等に通う第2子以降の負担軽減措置として、第2子については半額、第3子以降については無料としています。これらの施策は子ども・子育て支援法及び同法施行令に基づき実施されているものであり、第2子の保育料無償化については、今後の国の動向に準じて検討してまいりたいと考えております。

御質問4点目の二つ目、給食費の無償化、半額負担についてでございますが、坂町立学校の給食費につきましては、保護者に食数に応じた金額を負担していただいております。令和4年度については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、保護者が負担する給食費を令和4年12月から令和5年3月の4か月分に限り、子育て世代の家計の負担を軽減するため補助することとしたものでございます。

御質問5点目の、基本的施策をホームページにアップすべきと思うがについてでございますが、人口増加に向けた目標や施策などを掲載した第2期坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略をホームページに掲載し、広く周知をしております。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） まず、この策定に当たり、創生事務局の人口を維持していく

ために必要な率をこの分に盛り込んだということは、この2.07というのは坂町で積み上げたもんじゃなくてですよ。国の方針に基づいて、合わせて前提としてるというのは作文であるということについて、私、げっそりしたんですけど、真剣に考えるいう人を大事にしなきゃいけないと思うけど、私らもこのことは大いに賛成ですけど、町長、今から進めていく上で、本音いうか、本当にこれをしていくという本気度をちょっと伺うんですが、まず、コメントください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 当然、子供を将来にわたって増やしていくということは、当然それは我々行政の責務でもあるし、また、議員さんの責務でもあるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） ちょっと事務当局に聞きますけど、町民の希望出生率アンケートがあつて、それも記述にあるんですけども、町民の希望がかなう環境になった場合には、1.87の数字となるというアンケートの結果があるんですね。これもいろいろ真剣に考えている町民の希望出生率のアンケートですよ。我が町の今の現実績数は1.57ですよ。0.3ポイントをまず希望出生率、要は町民の希望がかなう環境というのは、物すごく幅広いことがあるかと思うんですけど、それに町民がアンケートに答えてるということなんですよ。

まず、この0.3ポイントを、これ、ベース人口という名前で書いてあるわけですよ。令和12年度まで賄っていくということとされてて、それ以降は開発人口が増えてくるよみたいなこと、要は交流人口でどんどん増えるみたいなことが書かれてるんですが、この町民要望はかなうんですか。かなうように動くんですか、この直近、17年まで。どういようなことでしょうか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本 保君） こちらの合計特殊出生率の1.87についてでございますけども、国の総合戦略におきまして、国のほうがアンケートを実施いたしておきまして、国民の希望出生率は1.8でございます。そういった中で、国のほうは令和12年から1.8の出生率にして、さらに令和22年から2.07に出生率を上げて、その上げるためには、国の総合戦略を実行して、子育て環境をよくしていこうという

ものでございます。その総合戦略に掲げた事業を実施すれば、出生率が上がるという見込みで推計をされております。

本町におきましても、国のそういったものに倣いまして、国の場合は日本全体で2.07に持っていくというものでございますけども、出生率というものは、地方に行くほど高くなります。ということで、広島県は地方に分類されますので、国よりも5年早く出生率を上げていこうという目標を掲げております。

なお、こちらの合計特殊出生率の目標値についてでございますけども、平成28年2月に第1期の総合戦略と人口ビジョンを策定いたしました。そのときに掲げた目標値でございます、そこから現在まで一度も変更はいたしておりません。ということで、議員さんもこの第1期のまち・ひと・しごと総合戦略策定のときに見ていただいたと思うんですけども、そのときと目標値は変えずに現在まで至っておりますので、6月に改訂した際に、再度、お示しをさせていただいたものは、もともとのものと全く同じものでございます、平成28年とですね。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 結局、今、2点伺った中で、骨がないというか、要は数字合わせみたいじゃと。概算予算も出ないということで、これはちょっとなかなか今からの質問をお願いするのに苦勞するんですけど、まず、ポイントポイントに質問します。

それで、まず、出産のための費用についてちょっと伺うんですが、将来的なものも含めてですね、これは1間の中に2点ありますから、ちょっと御容赦願いたいんですが、出産育児一時金というのは全国一律、今、42万円ですよ。たしか広島県では何か知らんけど45万7千円ぐらいかかってて、どんなんじゃろうかというような動きがあって、余分に常に3万円ぐらい持ち出しているということ、この分の自治体の補填とか、それからもう一点、同じ保険健康課のほうで、不妊治療の検査費もちょっといろいろと難しいんですけども、前向きにやっていたらいいというのは分かるんですが、将来的な意味で、先進医療の分を全て自己負担になってるけど、それを町として補填を考えていかんと、人口増にならんのかなと思っただけですが、その辺の答えをお願いします。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 2点の御質問を頂きました。

まず、出産育児一時金についてでございますが、これは社会保障制度でございます、国が考えていくものでございます。全国画一的に考えていくもので、昨日も報道等ございました。今朝も中国新聞等に出ておりましたが、国のほうは42万円からやはり50万円に増額するということを報道しております。ただ、まだこの詳しい資料については、当町のほうには来ておりません。

ただ、これを50万円に上げるに当たりましては、やはり財源が必要であるということで、その財源の捻出についても、同じように報道があったと認識をいたしております。

御質問2点目にございました不妊治療、不妊検査でございます。

坂町は、町長の答弁にもございましたが、平成23年度からこの不妊治療、不妊検査をしております。今回、御質問いただきましたので、23年度から昨年度、令和3年度まで実質何人の方がこの支援を受けられて、何人の方がお子様を授けられたのかなというのを調べてみました。単年度では決算審査のときとかに御報告申し上げておりました。

例えば令和3年度でございましたら、13人申請があつて、8人妊娠されて、約62%というふうにお答えをしておりました。このたび、この不妊治療を始めましてから、平成23年度から令和3年度まで11年間、実質51人の方が不妊治療等を受けられまして、37名の方、約73%の方、こういった方が妊娠をされて、お子様を坂町で育てていらっしゃいます。そういった費用的なものにつきましては、坂町は先進的に行っております。

今、今年度からこの不妊治療が先進医療と保険適用になったというのがございます。これにつきましては、まだなかなか内容が把握できておりません。坂町におきましては、今現在、昨年度と同様の予算を確保いたしまして、体制を整えておるところでございます。

また、今後、いろいろと事例が出てまいりましたら、町のほうで検討いたしまして、また議員の皆様にご相談をして、決めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 次に、お子さんが生まれたら、子育て世帯の経済的負担をやっぱり軽くせんと、親御さんは将来を見ながらお子さんを産むわけですよ。

今現在、たしか0歳から2歳までの第2子の保育料は現在半額ですか。3子以降は無料ですかというようなことをちょっと調べたんですが、2子も無料にするための行政が多いと思うんですけど、第2子は半額じゃないですか、現在。そういうようなことのちょっと確認を、保育料の件ですね。第2子の半額を無償にできないかという質問です。第3子は無償になってますね。そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） 保育園、こども園の保育料については、現在、3歳以上については無償化されております、年少ですね。ゼロ歳から2歳児については保育料が発生しております。それについては、保育園、こども園に上の兄弟がおって、2子目は半額、それから3子目以降は無料というふうになっております。これについては、答弁にありましたように、子ども・子育て支援法のほうで規定されておまして、全国的にそういったことになっております。

2子以降の無償化については、今後、国のほうでも議論をされてきておるようございしますが、来年度については、こども家庭庁も設立されて、そこらの議論が進んでいくものと思われますので、そこらの動向を見ながら、今後、検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 最後、質問させてください。

今の件、やはり無償化、無償化というようなことがあるんですけども、第2子も無償化にしていけないと、いわゆる2.07なんていうのは、もちろん3人産む人がおるわけじゃけん、様々なことからして、なかなかそれとかこつけて質問してるわけございします。だからぜひとも第2子、ゼロ歳から2歳の第2子の保険料を無償化にするように努力願いたいと思います。

それから、5点目の質問ですけども、給食費の無料化というのは、私、質問で事業費が約6千万円かかるんだというようなことを以前のことでお願いしたことがあるんですけども、本12月定例会で、3月末までは無償化が決定され、歓迎をしております。これ、4月以降も給食費の無償化を進めるべきと、再度、提案しますが、町長、いかがお考えですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先般の全員協議会でも述べましたとおりでございまして、今は急激な経済の状況が悪化しておると。そしてまた、小さな子供さんを持つ親御さんにつきましても、本日も一般質問の中で述べましたと思いますけども、やはり全体的にパートの方が多いわけですよ。そういう方たちが非常に困っておられる。私、ちょっと言いましたけども、他県のほうのあるところに行きましたら、我々が十数名で食事に行きましたら、あなたらが来てくれたから、我々はずっと自宅待機だったんだけど、今日は出勤ができて収入になるんだと、ありがとうという言葉を受けました。そういうことも踏まえて、今できること、12月から年度末まで、子を持つ親御さんは非常に費用的にもいろいろ進学もあれば、あるいはまた、いろいろなことがあると思います。そういうことで費用もかかるということで、思い切ってそういう対応をさせてもらいましたけども、また4月以降になっては、いろいろな状況を見ながら、それと、やはり全体的な坂町の財源の状況もしっかり見極めながら、これは判断していかなければならないというふうに思っており、現状では4月以降の無償化については考えておりません。

以上でございまして。

○議長（川本英輔議員） 以上で、一般質問を終わります。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

本定例会の会期は12月12日までとしておりますが、坂町議会会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

最後に、町長から発言を求められております。発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 令和4年第12回坂町議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会にお願いをいたしました案件につきましては、いずれも原案のとおり御決定をくださいます厚くお礼を申し上げます。

これから次第に寒さが厳しくなり、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行も懸念をされているところでございます。皆様方におかれましては御自愛をくださいませ、御多幸な新年をお迎えをいただきますようお願いを申し上げます、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） これにて、令和4年第12回坂町議会定例会を閉会いたします。

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（西谷信樹君） 互礼。

（閉会 午後2時53分）